

平成30年第4回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

平成30年8月28日(火)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

第 1 一般質問

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

1番 松川正樹君

2番 上田誠君

3番 中村勘太郎君

4番 金元直栄君

5番 滝波登喜男君

6番 齋藤則男君

7番 奥野正司君

8番 伊藤博夫君

9番 長岡千恵子君

10番 川崎直文君

11番 酒井和美君

12番 酒井秀和君

13番 朝井征一郎君

14番 江守勲君

4 欠席議員(0名)

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河合永充君

副 町 長 平野信二君

教 育 長	室 秀 典 君
消 防 長	朝 日 光 彦 君
総 務 課 長	山 田 孝 明 君
財 政 課 長	山 口 真 君
総 合 政 策 課 長	平 林 竜 一 君
会 計 課 長	酒 井 宏 明 君
税 務 課 長	歸 山 英 孝 君
住 民 生 活 課 長	佐々木 利 夫 君
福 祉 保 健 課 長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課 長	吉 川 貞 夫 君
農 林 課 長	野 崎 俊 也 君
商 工 観 光 課 長	清 水 和 仁 君
建 設 課 長	多 田 和 憲 君
上 下 水 道 課 長	原 武 史 君
上 志 比 支 所 長	森 近 秀 之 君
学 校 教 育 課 長	清 水 昭 博 君
生 涯 学 習 課 長	坂 下 和 夫 君
国 体 推 進 課 長	家 根 孝 二 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	川 上 昇 司 君
書 記	宇 野 美 智 子 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますことを心から厚くお礼申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様には、傍聴心得を熟読され、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 一般質問～

○議長（江守 勲君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

13番、朝井君の質問を許します。

13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 13番、朝井征一郎です。

おはようございます。最近、朝晩涼しくなり、よく眠れるようになりまして、皆さん、体調はどうですか。いかがですか。

では、通告により3問質問させていただきます。

まず初めに、空き家対策について質問をさせていただきます。

町にある老朽化した空き家、建物について、台風襲来に伴い倒壊や飛散物による二次災害が起きかねない状況にあり、その上で空き家、建物の調査を実施し、二次災害防止の万全の対策を講じて関係課間での情報を共有し、連携を図り、建物所有者へ管理指導徹底と災害発生の可能性の周知をする。そして、二次災害の防止を要望いたします。いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今、各区長さんの協力を得まして、空き家等の調査を毎年進めております。その空き家等の中でも、平成29年度、空き家等対策検討委員会において、特に老朽化が進んでいるもの31件をD判定とし、ガイドライン

に基づき空き家等の現地調査を行っております。

また、空き家等の管理はあくまで所有者等にあることから、所有者や相続利害関係者に連絡を行い、適正管理を指導をお願いしている状況であります。

しかしながら、D判定となっている空き家等につきましては、指導等の通知に対し、無視したり、また拒否している状況で、また、相続放棄している物件が多く、対処等に時間を要している状況であります。

特に老朽化が進んでいる空き家等は、防災、衛生、景観、また交通など多岐にわたるため、関係各課、本庁内において連携した体制を構築しながら、二次災害の防止を図っていききたいというふうに取り組んでいききたいと考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 老朽化による空き家がふえる中、倒壊などの危険性が増す中、多くの所有者は経済的な理由から何もできない所有者が多くおられます。

そこで、行政において解体費用を助成しておられますが、そこで空き家対策特別配置法の観点から、町が具体策を定め補修工事、解体工事について融資制度を行う必要があると思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 本庁におきましては、永平寺町空き家等解体及び撤去事業補助金交付要綱を定めまして、空き家等の対策委員会において補助金の付与が適当と判断されたものに対して、解体及び撤去に要した費用の3分の1以内、50万円を上限として補助金を交付することとしております。

今年度は当初予算で1件、50万円、また、今回9月の補正予算で2件分として90万円を計上させていただいており、今年度、3件分、140万を予定しております。

なお、この補助金制度は要綱では平成33年3月31日までとしていますが、必要に応じて期間の延長をすることとしていききたいと考えています。

また、今議員仰せの解体工事等に対する融資制度のことについては、他自治体の制度などを調査研究していくこととしたいと思っておりますが、今現在の状況では、県内多くの市町におきましても本町と同じような解体撤去に要する補助金制度を設けております。本町においても、県内でも相当早く整備した経緯があります。なおかつ、申請者にとってみれば、この補助金制度50万を上限とした、3分の1以内の50万、これは有益というか、有利な補助金制度でありますので、この

制度をぜひ活用していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 今ご答弁いただきましたが、ご存じのように、老人とか、そしてひとり暮らし、そしてまた、この方は特に年金でやられておられるので、なかなか解体することができにくいんです。それで、できれば融資、利子補給とかいろんなことを考えていただければ、少しでも古い老朽化された倉庫、納屋とか、いろんなものが解体されて被害が少なくなるのではないかなと思われるので、ぜひとも考えていただきたいと思います。

さらに、空き家を生かした地域活性化へのアイデアとして、空き家を改修して認知症の人や高齢者、ひとり暮らしの人などの集まるカフェはいかがでしょうか。認知症の人や家族、地域住民が介護の問題を気楽に話し合える場所、また編み物や教室などの日常生活に役立つ催し物や、認知症予防の講座、毎回行うハツラツ元気体操、また、お茶飲み話を話ししながら心を開き、人に話しにくい介護の悩みなどを話せる場所をつくっていただき、住みよい、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを続けている環境づくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 認知症カフェについては、議員仰せのとおり、町としても推進していきたいと思っております。カフェとして活用するに当たりまして、認知症の人、その家族、それから地域住民、専門職、こういった方たちが集まって認知症の人を支えるつながり、家族の介護の負担を軽減するということについては町としても支援をしております。

本年2月に松岡地区に認知症カフェが1軒開設されております。ことし10月に永平寺地区において開設が予定されております。ともに永平寺町社協の方のOGの方が発起されております。

ちなみに、松岡地区のカフェは喫茶店を営む傍らで水曜日を認知症カフェとして開いております。永平寺地区カフェにつきましては、旧駅舎を活用して活動していくということを予定されております。

残念ながら、まだ上志比地区についてはカフェのお声を聞いておりませんが、空き家を利用したカフェ、集いの場が開設できるということは非常にありがたい話でありますし、ぜひ推進していきたいなと思っております。地域のボラ

ンティアさんなどの積極的な参加を心待ちにしたいということを思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） 今お答えいただきましたけれども、松岡地区でやられていると聞いているんですけれども、なかなか行きにくいというんですね。入りにくいというのか。だから、今言うように、一般的に誰でもが入れるようなそういうカフェをつくっていただいたということなんです。

私も今喫茶店していますが、そういうところに入るといのはなかなか入りにくい。だから、一般の今言う空き家を改修したり何やらして、誰でもが入れるような、そういうふうなニュアンス的なものをつくっていただきたいと思っているわけです。その点考えていただきたいと思います。

次に、ブロック塀等の安全確保についてご質問をいたします。

先般、学校教育課長から学校敷地内における点検が報告されましたが、ご存じのように、高槻市の小学校でブロック塀の下敷きとなり女子児童が亡くなった事故で、学校施設等の安全点検はされておられると思いますが、学校施設じゃなく、子どもたちが毎日利用する通学路沿いにあるブロック塀の安全点検、また町道、県道など危険性の高いブロック塀の追跡調査を行うとともに、所有者を訪問して指導や勧告をし、ブロック塀などを対象に撤去費用などの半額補助する制度を導入されてはどうか。

公共施設は特に災害のときに避難所の役割を果たすので、周辺にあるブロック塀の対策は地域の安全性向上に結びつくと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 通学路におけるブロック塀の点検でございますが、通学路には児童クラブへの通学路も含んでおります。国、県からの通知が6月22日に参りまして、6月の末までに点検を終えております。これにつきましては、各学校による調査、学校の先生なり、PTAの方なりという形でのお願いをしております。

この後、国、県からの通知が再び参りまして、実際の点検、実際のその場所に行っている点検というのを9月末までに行いなさいというふうなご通知が来ております。

實際上、永平寺町につきましては、8月8日から今月いっぱい、8月31日ま

での間点検を行っている最中でございます。

ここにつきましては、専門家であります福井土木事務所の建築営繕課の職員の方、あと町のほうの建設課、学校の先生、学校教育課による合同点検を行っております。

点検の方法なんですけれど、そのブロック塀がある管理宅をご訪問させていただきまして、おうちの方が在宅の場合につきましては、敷地内、内側を調査させていただきまして、チェックシートにより危険な場合につきましては改善依頼や、それまだすぐできないということであれば注意喚起の表示をお願いしているところでございます。

ご不在の場合につきましては、通知の文面と同じくチェックシートを投函いたしまして、同じようにご依頼をしているところでございます。

実際、問題となっています箇所については65件ございました。8月22日現在で46件の調査を終えております。そのうち、大丈夫だったところが3件だけでしたので、実際は43件のところに注意喚起を行っております。

これにつきましては、点検結果を学校と共有しまして、児童生徒への注意喚起、場合によっては通学路の変更も考えねばならないというふうな形で考慮したいと思っております。

なお、撤去費用等の補助制度でございますが、通常、個人の財産でなかなか難しいんですけど、児童生徒の安全を守るため、来年度に向けまして、その補助制度を検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。なるべく早く点検を済ませて、またご報告いただきたいと思います。

次に、人口減少をどう捉えるか。

町として少子・高齢化で急速に人口減少が進む中で、人口が減ることで経済の活力が損なわれると将来を悲観する声も多く聞かれております。人口の減り方が余りにも急激で、少子・高齢化の問題で顕在化している過疎化が進む地域では地域社会の維持が難しくなっています。年金、医療、介護、社会保障制度も支え手の現役世代が減り、財政運営が厳しくなる。そして、町として人口減少をどう考えているのかをお聞きいたしたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 人口減少をどう捉えるかということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、人口減少によりまして税収が減少する、消費が落ち込むといったようなことから、社会保障費もふえるといったことから公共サービスの低下。さらに、それが住民の生活を圧迫し、町に住みにくくなって人が出ていく。また、人口減少に陥ると。いわゆる負のスパイラルに陥るといふようなことが言われております。

町としましては、そういった問題を解決するため、人口減少につきましては平成18年の合併当初から徐々に人口減少傾向にありましたが、ここ、その人口減少の上がり方、進みぐあいが速いといったようなことから、大学生とか子育て世代、中学生、18歳以上の町民の方といったような方々にアンケートをとらせていただいて、ご意見をいただきながら、総合戦略、総合振興計画を策定しているところでございます。

その総合振興計画につきましても総合戦略と一体的に進めるということで子育て支援ですとか、雇用創出、定住・移住または交流といったようなこと、また安全・安心の地域づくりといったようなことで連携したプロジェクトを進めているところでございます。

特に20歳代における転出抑制とか30歳代の転入促進といったようなことを進めるためには、やはり雇用の場を設けるといったようなことが重要なことだと思っております。

RESASという調査によりますと、本町の20歳代の就学率は50%以上ということで学生が多いということから、就職を機に若者が町外へ転出するというような分析結果が得られているところでございます。そういったことから、やはり人口減少の対策としましては、新たな産業をつくるといったようなことが非常に大事になってくるのかなと思っております。

また、そのRESASの産業面では、サービス業といったものが町の地域経済を牽引していく主力産業として位置づけられているというようなことが分析の結果から出ております。

また、昨日もお話ありましたように、観光といった面で、観光につきましてはいろいろな分野に波及効果があるといったようなことから、非常にその波及効果のすそ野が広がるといったようなことから、成長性の高い産業だといふように感じております。

そういった取り組みの中で、地域未来投資促進法である企業の支援ですとか、

そういったことで新たな産業を起こしていきたいというようなことを考えているところでございます。

またもう一つ、総合戦略の基本目標の中に、新しい人の流れをつくるといったような基本目標がございます。交流人口をふやすといったようなことが重要であるというふうに考えております。

28年度末から児童走行の実証実験に取り組む中で、いろいろな方々が永平寺町を訪れていただいているいろいろな交流が進んでいます。そういった中から、さらにそういった人たちが永平寺町に入ってきていただいて、さらに人が人を呼ぶといったようなことで交流人口がふえてきているというようなことも感じております。

また、この前の26日の日曜日ですけれども、道の駅禅の里が100万人を突破したというようなこともございました。大本山永平寺だけではなく、新たなそういった観光資源の中で交流人口がふえているというようなこともございます。

また、永の里も観光誘客による交流人口がふえるものだというふうに考えております。

道の駅は指定管理ですけれども、いずれにしましても、やっぱり民間によるそういった活動が活発になってくることによって交流人口もふえてくるのかなというふうに考えているところでございます。

そういったことから、新しい産業をつくるということ、雇用の場を創出するといったことと、新しい人の流れ、交流人口をふやすといったようなことを継続しながら人口減少対策に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 社会保障制度のことも触れられておりましたので、私のほうからも一言申し上げます。

人口減少に伴いまして少子化社会、それから超高齢化社会、それから多死社会という側面もクローズアップされていると思っております。未来に向かってさまざまな対応と覚悟が必要になっている時代だと思っております。

そんな中で、医療・介護の分野では2025年問題、それから2040年問題、の医療・介護提供体制のあるべき姿というものを目指しまして、地域包括ケアシステムの構築であったり、地域医療構想の策定というようなことで改革を進めておりますとともに、持続可能な社会保障制度を目指しているものです。

今回の診療所計画につきましても、その一端であり、柱であると思っております。

す。治す医療から支える医療ということで変革への対応、それから在宅医療、在宅ケアの充実というものを目指すものです。側面には、関係する労働者の不足であったり、働き方改革というものも背景としてありますけれども、関連する従事者につきましては連携体制を構築しながら、新しい体制づくりに取り組んでおりますので、今後ともご支援をお願いしたいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この少子・高齢化、人口減少、実は一番これから将来問題になってくるのが少子・高齢化という部分です。今朝井議員が心配されていますとおり、税収が減ってくる。そして社会保障費がふえてくる。こういった中で、じゃ、どういうふうにこれから地方の生き残りを図っていくかというのが一つ地方創生だと思います。

マクロ的に、きのうも少しお話しさせていただきましたが、今からこれから団塊ジュニア世代の私が75歳になるときに高齢化率日本はピークを迎えます。ただ、そのときに、今世界の人口は75億人なんですが、そのときには100億人になります。今度は社会保障プラス農業であったり、食べ物、そういった問題が出てきます。

実は、この少子・高齢化というのは2000年ごろから始まっております。今思えば、昔、小学校のクラス4クラスあったのが今3クラスになったんやととか、2クラスになったんやととかという、そういったのがはしりでした。戦後からことし73年目を迎えていますが、最初の30年は復興の30年、そして次の30年はバブル期、日本が世界に経済で発展したそういう時期、この時期というのは常に常に発展をしていって、10年前には白黒テレビやったのが今カラーテレビになっているな。昔は誰も携帯電話を持っていなかったんだという時代から、次は見る見る人口少子・高齢化が進むことによって、この日本を取り巻く環境というのが大きく変わってくる時代になってきています。その中で、この地方創生で地方がしっかりと収入を得て、そして社会保障とか、いろいろな住民サービスに結びつけていくということが求められていると思います。

社会保障がふえてきますと、今度は少子の部分、若い人たちが少なくなりますので、この人たちに頑張っていただかなければいけない。その人たちをサポートするのが子育て支援であったり、今の最先端技術で皆さんの労働力をサポートする、こういったことだと思います。

永平寺町としましては、交流人口をいかにふやすか。人が人を呼び込む、こういったことを柱にしまして、徐々にではありますいろいろな方が永平寺町のファンになっていただいて、また発信をしていただくようになっていきます。

先日、祭りにも来ていましたシリコンバレーのアミルさん、また今聞いていますが、アメリカ在住の自動車ジャーナリストの方が日本の拠点で永平寺町のIoTセンターを使いたい。永平寺町の空き家を1年ほど探してくれんかという、そういう話も来しました。

そうしたいろいろな方がまた永平寺町を発信してくれることによって人が人を呼んでくる、そういったこともできると思います。これは今ちょっとマクロ的な話をさせていただいておりますが。

それともう一つは、4年間進めてきました公共施設の改修であったり、再編。これからまたどういうふうなやり方がいいか、皆さんでお話ししていく幼稚園、また小中学校の適正配置、こういったことも将来見据えてどういうふうやっていかなければいけないか、持続可能な町であるためにはどうしなければいけないかということが求められます。

戦後からの60年間は、どちらかというと右肩上がりでしたが、これからは一つ一つの政策が効果があるかどうか。また、その投資の価値はあるのか。そこに投資するのであればこっちに投資しなければいけないのではないのか。その集中と選択というのが物すごく求められています。

それともう一つは、やはり行政だけではなかなかできない。いかに民間の方、またいろいろな人を巻き込んでいくか。一緒に参加していただくか。こういったこともしっかりとしていかなければいけない、そういった時代に入ってきておりますので、将来の永平寺町のためにこれからもしっかりといろいろな角度で進めていきたいと思っておりますので、またご指導よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（江守 勲君） 13番、朝井君。

○13番（朝井征一郎君） ありがとうございます。

これにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） 次に、10番、川崎君の質問を許します。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 10番、川崎です。

今回、2つの通告をしております。

最初の質問内容ですけれども、ブロック塀等の安全確認と対策はという質問事

項です。

先ほどの朝井議員の中で、ブロック塀、特に学校施設、通学路関係の質問、現状どうであるのかといったこと、それから今後の対応、補助金を出すのかどうかといったような質問がありました。その質問と重複のない質問をさせていただきます。

まず、文科省、それから国交省からブロック塀の点検ということの通知が发出されております。その中で、対象となる学校、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校とあります。

先ほどは小学校、中学校関係だったんですけども、この通知にありますように、対象となる学校、町内の2つの幼稚園、それから8つの幼児園、これについての対応はどのような状況なのか、また結果はどうか。それについて、その結果に基づいて今後どう対応していくのかといったことを報告していただきたいと思っております。

子育て支援課長からの報告になるんじゃないかなと思います。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、私のほうからご回答させていただきます。

議員仰せのとおり、文部科学省からの通知、あと国土交通省からの通知、これ基準ですが、これに基づきまして6月27日に子育て支援課の職員が各園の現状を現地確認を行いました。その結果でございますが、施設及び敷地内に基準的に問題あるものや、老朽化したひび割れ等の問題のあるブロック塀、構造物はないということは確認をしております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 小中学校は通学路ということですけども、幼稚園、幼児園の場合の子どもたちが通ってくる通路、経路の点検というのは特になされてはいないのでしょうか。

それからもう一つ、幼稚園、幼児園というところから拡大して行って、同じ子育て支援課の管理にあると思うんですけども、放課後児童クラブの施設及び今申しあげましたように放課後児童クラブに通っている子どもたちの途中の道路はどうであるのかといったようなところも踏まえて調査されたのか、その状況について確認します。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） まず1点目の幼稚園、幼稚園への通園に関してなんですけれども、現状、幼稚園、うちの場合には保護者が連れてくる、保護者が迎えにくるという形式をとっております。現状では、ほとんどの方、95%以上の方が車での送迎を行っているということで、徒歩についてはほとんどない、少ないということなので、その他、幼稚園、幼稚園の場合には学校みたいに通学路という指定された道路はございません。というのも絡みまして、特に通園路に対しての調査というのは実施しておりません。

それと、2点目の児童クラブへのことなんですけれども、現実に学校から児童クラブへの場合には、各学校から児童クラブへ行くところは一応点検はさせてもらいました。該当する箇所がうちのほうでは2カ所ほどあるかなというふうには理解していますが、その点につきましては学校教育課長との協議の中で学校教育課のほうで学校の通学路等の点検を実施するというので、これは一緒な場所になります。それについては、学校教育課のほうの通学路の点検のほうで同じくやってもらうということで協議をしておりますので、その結果に基づいて実施されるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 幼稚園、幼稚園の件は確認できました。

次に、7月23日の議員懇談会でブロック塀等の安全点検についてということが学校教育課から報告されました。具体的に危険箇所ということで2カ所報告がされております。1カ所は、志比北小学校のプールサイドにあるブロック塀、それからもう1カ所、2カ所目は、永平寺中学校の石積み、このところが非常に危険であるということの報告です。

報告だけでは当然だめなので、どういう応急処置をされたのか、されているのか。大事なのは、撤去する、もしくは改修すると。これ一日も早くやらなきゃいけないんですけれども、けさもちょっと現場確認しましたところ、まだ改修はされてないということです。

まず、応急的な処置はどうであったのか。現状どうなっているのかというところをまず報告していただきたいと思います。

そして、今後、どう対応するのかということもあわせて確認します。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 志比北小学校と永平寺中学校でございますが、志比北小学校につきましては、最初にといいますか、危険箇所の表示と、いわゆるカラーコーン等で通行規制——通行規制というか、ここ通らないでくださいねというふうなことを行いました。

これ、大変申しわけない話でありますけど、志比北小学校につきましてはプール開放が8月23日までございました。その後、工事の発注を行いまして、始業式までに終了する予定でございます。工事の対応がおくれましたことを深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

もう一つ、永平寺中学校につきましては、ブロック塀ではございませんで石積みでございました。これにつきましては、前面道路が狭いという関係がございまして、工法検討、いわゆる撤去するのか、はたまたコンクリートで補強するのかということに時間を要しておりまして、これにつきましても今工事の発注を行っているところでございます。

いずれにしましても、対応のほうがおくれまして、誠に申しわけございませんでした。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今の2カ所の対応について、私のほうからもおわびを申し上げます。

6月議会で私教育方針として、まず第一に子どもの命を守ると。それを最優先するというふうなことをお話をさせていただきました。今回、非常に対応が遅く、不信感を持たれたのではないかというふうに思います。

今後は今ほど申しましたように、子どもの命を最優先というふうなことで早期対応、早期解決をしていきます。

そういうことで、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 永平寺中学校の石積み、これの接近しないでくださいという処置、きょう朝、現在、私、そこを通ってきたんですけれども、表示も何もありませんよね。このことをちょっと、きょう一般質問ですから余り追求することはないと思うんですけれども、とにかく現場を確認しておわびはいいんですけれども、まず今どうなっているのかというところをしっかりとおわびにかえて取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと何か見解あれば。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 石積みに関しましては、これはいわゆる建築基準法でこういうのが危険というものではございませんでした。こちらのほうで点検をした結果、これはちょっと転倒するおそれがあるので危ないかなということで危険箇所として挙げさせていただいて対応するというふうにさせていただいているものでございます。

危険表示につきましては、学校のほうに危険表示してくださいねというふうなお願いをしたんですけど、現在もされていないということで、これは申しわけございません。こちらのほうがまだその後の点検をしておりませんでした。誠に申しわけございません。すぐするようにいたします。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 学校、それから保育園、幼稚園ということに、それから通学路に限っての話ですけれども、このブロック塀に対する対応というのは何も特定の施設、それから道路ではなくして、町内全体のブロック塀に当てはまるということです。

ちなみに、永平寺町地域防災計画、ことし見直しかけるということなんですけれども、この計画の中にもしっかりと、これ平成27年の3月につくられたものですけれども、その中においてもブロック塀等の倒壊防止対策ということで計画の中で明確に出ております。通学路を中心にブロック塀等の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の改修について必要な助言、勧告等を行うということです。通学路等ということですから一般の道路にも当てはまるんじゃないかなと思います。

そして、このブロック塀の対応について、広報紙やパンフレット等により、知識の普及啓発を行うということがこの計画の中で出ております。広報紙には8月号に皆さんに対するブロック塀の調査のお願いと、それから大切な改修をやってくださいよというお願いの文書が出ております。

それともう一つ、永平寺町の都市計画マスタープラン、これは平成22年の3月に策定されたものです。災害に強い市街地づくりという項目があります。ブロック塀の除去や耐震性の向上などということで、何もここに来て地震があって不幸な出来事があったということで、急にブロック塀に対する課題が出てきたのではありません。ちゃんと平成22年の都市計画マスタープランの中にもしっかりと

とこのブロック塀の除去ということが出ておりますので、これからも注力して取り組んでいていただきたいと思います。

この話を具体的に確認していきます。

今回は学校、それから幼稚園、幼稚園ということが対象であった。それから、通学路というのが対象であったんですけれども、まず施設について町の公共施設はどうかというところの調査も当然実施されなきゃいけないんじゃないかなと思います。町の公共施設、どれぐらいの数があるのかということですが、町の公共施設等総合管理計画によりますと126施設が出ております。そのうち、今ほど取り上げた学校、それから幼稚園の数を引いても100以上の施設があると。こういった施設にあるブロック塀はどうかという調査も必要ですし、対応もしていかなければいけないんじゃないかなと思います。この点についての見解はどうでしょうか。

総合管理計画ですから、これは総合政策課になるんですか、総務課になるんですかね。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今回のブロック塀関係では、毎月行っている課長会議等で所管する学校、幼稚園関係は既にやっているということも踏まえながら、所管する、例えば公民館、文化施設、屋外の体育施設、そういったもの、それ以外にまたライフラインでいう上水道、下水道施設相当ありますので、関係各課で十分点検調査するように指示をしているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 指示をしているということですから、具体的にどの施設、公共施設、いろんな管理部門がありますから、しっかりと施設名を出して、どこが対応するのか、いつまでに調査するのか、その結果、改修が必要になればいつごろのめどでやるのかといったような計画をしっかりと提出していただきたいと思います。

計画を出すというのが目的ではありませんので、安全・安心なまちづくりと。それをブロック塀というところを焦点に当てて今回注力して取り組んでいただきたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今、関係各課所管するいろんな公共施設、それについて

点検し、今回のブロック塀のみならず、その他の危険箇所も含めて随時修繕、また必要とあれば計画的に対応していくというような体制をとっている状況でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 先ほど紹介しました広報永平寺の16ページに、1ページにわたり「安全の確保について」という町民の方へのお願いですけれども、この中に外観点検をしてチェックしてください。先ほどひび割れというのがあったんですけれども、最後の6つのチェック項目があって、6番目にブロック塀に鉄筋は入っているのかという質問があるわけですね。このチェックになってくると、破壊検査とか、専門的な検査になるんじゃないかなと思います。専門家と相談してくださいというこの文面になっているんですけれども、具体的に実施しようとするとならばやはり専門家に来ていただいてしっかり点検する。当然、お金のかかる話じゃないかなと思うんです。

先ほど朝井議員の質問の中に改修とか補修に対する補助の制度をしっかりとつけてくださいというお話で検討しますという回答を得ているんですけれども、調査する時点で既に費用が発生するのではないかなと私思います。このことは、ブロック塀の点検というよりも構築物の耐震性を点検するときに当然有償になるわけですから、これに対しては町は補助金を出しております。そして、耐震の工事をするときにはまた補助というシステムですけれども、規模の違いはあれ、ブロック塀の安全性の確認、耐震性、そして改修というのは、構築物、家屋と同じような捉え方で取り組んでいかなければいけないんじゃないかなと思います。具体的に工事に対する補助は先ほど回答得ました。調査に対する費用が発生するようであれば、そこもできるだけ調査するという町民の方が判断する、このことが第一。そして調査するというのが大事なんで、もしそういう費用的な面があれば、ぜひとも検討していただきたいなと思います。

つけ加えます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど検討していく中で、今耐震の診断の場合は10万円の診断で1万円のご負担でということで、そこらは国、県の補助もありますが、この塀とか、こういったブロック塀につきましては、もちろん調査もあわせての支援になると思いますので、それあわせて同じ設計の中で組み込んで、来年度に向

けて支援ができるように研究検討をさせていただきたいと思います。

それと、あと公共施設につきましては、今ほど総務課長申し上げましたとおり、いろんな施設。まず、一番最初、大阪の地震があったときには、まずは通学路ということでやりましたが、各所管課のほうに指示をしまして、安全対策についてもう一度確認をしていただきます。それまた上がってきましたら、予算化をしながら修繕していく。

今回も、今回地震があったからではないんですが、CAMU湯の実は浴槽には鉄筋が入っていませんでした。これも今解体のほうで進めていますが、公共施設の中でも今回の地震の中でもう一度再度点検するよという指示をしております。

今回、先ほど教育長のほうからもありましたが、なかなか本当に子どもの命を守らなければいけない施設、遅れたことに対しては私のほうからも深くおわびを申し上げます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） いろいろこれから計画をしていっていただきたいと思えます。そして調査も早期に対応していただきたいなと思います。

それから、もう一つ大事なのは、調査した結果というのを公表していただきたい。今回、お願いということでブロック塀の安全確保ということでお願いがあるんですけども、やはりこういう調査をして、結果こうでしたよということをしつかりと皆さんに伝えることによってこのブロック塀の安全確保という住民お一人お一人の意識啓発にもつながるんじゃないかなという思いがあるんです。

余り、ここも危険だよ、ここも危険だよという何か危険がいっぱいというようなことにもなりかねないんですけども、そこはちょっと冷静に捉えて、うまい公表、結果を知らせていただきたいなと思うんです。

何かお考えはどうでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） その公表につきましては、個人の資産の場合どうなるか。そこを公表するのが適切なのか適切でないか、これは少し勉強させてください。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） それでは、ブロック塀に関する質問は以上で終わりたいと思います。

2つ目の質問に移ります。一つは、永平寺町地域防災計画、それからもう一つ、永平寺町都市計画マスタープラン、これいずれも地域防災計画は今年度、平成30年度に改定をするということです。それから、もう一つの永平寺町都市計画マスタープラン、これは平成30年度と31年度に改定するということです。

まず、その永平寺町地域防災計画の改定についてということで確認をさせていただきます。

この地域防災計画、実にページ数でいきますと290ページに及ぶ計画書になっております。改定は、全般的な見直し改定ということですがけれども、先ほど言いましたように、300ページ近い計画書です。今回の改定の内容、こういったところを改定するのか。それから、永平寺町として特にここを重点的に改定、見直ししていくよということがあると思います。予算説明の説明書の中でも平成30年の豪雪の教訓を踏まえて改定を行っていく、これ一例ですがけれども、そういうことも記載されています。こういったような改定のポイント、町としてどこに力点を置いて改定していくのかということ。

それからもう一つ、説明書の中にもありますように、業務継続計画も精査し全般的な見直し改定を行う。その業務継続計画を精査するということが言われているんですけども、これはこういったことで精査が必要になってくるのかということもお答えいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 現在策定してあります町の地域防災計画は、平成24年度に見直しをし、その後、27年3月に一部改正をしております。また、その後においても国や県の地域防災計画の内容と相違が出てきており、またその部分については今回の改正に含めていきたいと思っております。

また、概要としましては、避難準備情報等の改正、また熊本地震などを踏まえた応急対策、生活支援策、車中泊とかいろんな避難方法等も検討材料となっております。また、豪雨災害による対応強化、また、広域避難所、福祉避難所等の見直し。抜本的に見直しをするというのではなくして、その内容を精査する。また、水防法とか砂防法の一部改正に伴う修正。また、今回、今年の大雪等もありましたけれども、そういったことに対する体制強化、そういった全般的な見直しをする予定であります。

なお、町独自といたしますか、そういったことをどのように反映させるんかという点ですがけれども、本町の場合、各地区、各集落に自主防災会が組織化されてお

り、活動されております。また、地区の自主防災連絡協議会等も独自の活動をしております。それとあわせながら、例えば民生委員さん、また町の社会福祉協議会、日赤奉仕団、また今後設立を予定しています町内での町の防災士の会など多くの人に携わっていただきながら、それぞれの各組織、団体の取り組みというか、課題、そういったものを取りまとめて地域防災計画の中に組み込むというか、表記もしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 業務の継続計画の精査というところなんですけれども、特に精査というのは計画があって、特に業務を継続していくというところがなかなか計画どおり実行できなかったのが計画を精査し、そしてさらに実務で災害のときに対応できるような体制づくりをやる、そのところを改定していくという、ちょっと答えの一例を言うてしもうたんですけれども。何かそこを一度確認。

というのは、今、地域防災計画があるんですけれども、大雪やとか、それから風水害ですか、このときに行政の業務継続というのは何も行政だけの業務ではないと思っているんです。地域の防災組織とか、そういった役割がなかなか災害のときに対応できなかったという反省のもとに、じゃ、さらにどういう体制をとるのか。もっと具体的なマニュアルをつくらなきゃいけないんじゃないかとか、そっちのほうにつながるんじゃないかなと思うんです。この点、非常に大事なことなんです。

これから、先ほど言われた、じゃ、改定というのはどういった組織で行うのかというところにもつながりますので、業務継続計画の精査というのはこういうことなんですよというのをはつきりとお答えください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 済みません。先ほど業務継続計画、これにつきましては、例えば本町の役場としまして住民の福祉、また窓口業務関係、また住民の福祉保健関係、そういった業務につきましては当然継続して対応していかなければならないと思っております。

今回、冬の豪雪時におきましてそういった窓口対応、また住民サービスが低下したように、そういった意味での業務は対応しておりました。それを今後のいろんな災害に対応する場合においても、やはりそういう業務を継続しながら、なおかつ災害対策本部としての動き、そういったものも当然求められるものであり

ますから、そういったことを含めた業務を継続する業務継続計画、これについては十分に内容を精査しながら、内容変更も含めて再度精査をしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど言いました、改定に当たってどのような組織、どのような取り組みかということなんですけれども、業務自体、全体業務につきましては業務委託で業者に委託するわけですけれども、その改定作業につきましては、例えば改定の検討の素案を作成し、またそれに基づく二次案というか、そういったものを作成しながら進めていきます。その素案策定の検討につきまして、当然、役場内の町内の各部署、担当課も入りまして委員として検討しますが、先ほど言いましたとおり、地域で活動しておられます、例えば自主防災会の会長さんなり、その構成員の方、また町の社会福祉協議会の方、またその他団体の方のご意見、また実際に活動した内容を踏まえながら、話し合うワーキング等も重ねていきながら、内容を検討していきたいというふうに考えております。

また、今回、地域防災計画の改定ですけれども、この防災計画に付随して、例えば避難行動の支援者のマニュアルとか、例えば伝達マニュアル、また避難所運営マニュアル、そういったマニュアル的なものも既に整備はされています。それも関連して、一遍にできるかどうかはちょっとあれですけれども、付随しながら、そのマニュアル的なもの、それについても精査を進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 防災につきましては今頻発しておりまして、いろんな議会、またいろんな方々からいろいろなご意見を賜っております。行政としましても、この3年間、自主防災組織の確立であったり、防災防犯講座、また防災士の方がいろいろ立ち上げる。そして、その中でも避難準備情報を出したり、避難訓練も自主防災連絡協議会自主的にやっていただく。いろいろな取り組みをやってまいりました。

今回のこの計画は非常に大事なものだとも思っております。この3年間、いろんな方々からのご意見、また雪とかいろいろあった中で、こうしたほうがいいんじゃないとか、いろいろな指摘とか課題、また熊本地震のときからは、例えば車中避難といいますが、車の中で避難するという一つのモデルもでき上がりました。

避難訓練も行政と、2年ほど前は吉野地区と一回一緒にやったときに、本当に多くの方が避難してきておりました。ただ、吉野小学校の体育館、もっと来たらどういうふうに、現実というのがやっぱり見えたところもあります。そういったものもしっかりとこの計画に落とし込んでいかなければいけないなというふうに思っております。

また、行政のほうも、これも抜き打ちになるんですが、朝5時半に職員がメールによって招集して、来れる来れないは伝えてないんですが、その安否確認ができていないか、そのままスムーズに対策本部のほうに移ってどういうふうな動きをしているか。これ、より実践に基づいた訓練を今しております。

こういった中でもいろいろ課題が見えてきておまして、それをやはり一つ一つ潰していくといいですか、またそれを潰してもまた次の課題が出てくると思いますが、現時点でこの3年間取り組んできたことをしっかりこの計画に落とし込んでおきたいなと思うのと。

もう一つ、この計画を行政とか一部の人たちでつくるのではない。素案はそういった形になると思いますが、いかに多くの防災害にかかわる方々に理解してもらおうか、参画してもらおうか、ここも一つの大きなポイントだと思っております。

この3年間、消防と行政は連携してこの防災についてやってきましたので、もちろん、消防のほうからも入っていただきたいなと思っております。やはり今防災意識が非常に高まってきておまして、その分指摘も多くなってきております。これは喜ばなければいけないなと思っております。

先日も自主防災の会長を対象に研修会を開かせていただきましたが、御陵地区では自主防災の皆さんが自主的に御陵地区の皆様にご共助とか、そういったことの百何十人來られたと聞きました。そういったどんどん活発になってきていますので、そういった方の防災意識がさらに高まるような、またもっとふえていくようなこととしていきたいと思っております。

それともう一つ、防災講座をやっていますが、これに自主防の皆さんとか、いろいろな方が一緒に行って、自分は自助の立場で、自分は共助の立場で、自分は公助の立場でそこに來られている方に訴えていきたいという声もいただいておりますので、こういったこともやっていきたいなと思っておりますので、この防災につきましてはやり過ぎはないという認識でやっていきたいと思っておりますので、またご指導よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） まさに今町長の言われるように、一人でも多くの町民の方、住民の方のご意見を伺う。そこから防災意識というのがどんどん広がっていくと思いますので。

そして、計画の改定ということですがけれども、我々にとってはやはり具体的なマニュアルという、これが目に見える姿じゃないかな。計画と直しましたけれども、とてもちよっと見るレベルではないと思いますので、使えるマニュアル、防災のマニュアルというものをしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

2つ目ですがけれども、永平寺町都市計画マスタープランについて確認いたします。

この都市計画マスタープランについては、私、今年の12月でしたか、平成29年の12月でも一般質問で取り上げております。ことしとそれから31年、来年にかけて策定がいよいよ始まったなということで、いま一度確認させていただきます。

この都市計画マスタープランの改定、見直しの考え方というところを一つ確認させていただきます。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 都市計画マスタープランは、20年を計画期間として策定されております。都市計画マスタープラン見直しの考え方の中では、計画期間の半ばであるおおむね10年後に全体的な見直しを行うこととしており、また上位計画の大幅な見直しなどによっても見直しを行うこととしております。

今回は、現行の計画策定後8年間が経過し、また第二次総合振興計画等の策定もありまして、策定からちょうど10年後に当たる平成32年3月の完成を目指して改定を行うものです。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 平成22年の策定の都市計画マスタープランの中に、都市計画マスタープラン見直しの考え方ということで3つ上がっております。

これ、12月の一般質問のときもそうだったんですけれども、今建設課長がおっしゃったのは、経年変化に応じた見直し、年がたつことによって見直しをかける必要いけないんじゃないかということ。

2つ目が、上位計画等の変更に伴う見直し。上位計画というのは、この前策定されました第二次総合振興計画、これが改定されております。その改定に伴って、

この都市計画マスタープランも改定ということです。

3つ目、これをもう一度確認したいんです。地区住民主体のまちづくりと連動した地区別まちづくり構想の見直し。地区ごとにまちづくり構想というのができ上がっているわけですね。この地区別のまちづくり構想の見直しというのをぜひとも取り上げてやっていただきたい。

これ、12月のときにはこのことも確認してやりますという話をいただいていますので、確認します。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） このたびの改定の中で、地区別まちづくり構想も新たに改定していきたいと考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 改定ということですがけれども、どの計画も共通していることですがけれども、まず現状どうなっているのか。この平成22年に策定された都市計画マスタープランのもとに、町内、永平寺町各地区はどうなっているのかという現状把握があります。そして、その現状把握した結果、その課題が出てくる。どうもその計画したどおりいってないよとか、計画を遂行するに当たって環境が変わってきてるよという、そういう課題が出てくるわけですね。そして、22年に設定された目標がどうであったのかという、目標をもう一度改めるのか、そして今申し上げました地区別まちづくり構想、これも見直しをかけていくということです。かなり、これボリュームがある作業になるわけです。

前は初めて平成22年3月に策定したわけですがけれども、この経緯を見ますと、1年半前にその策定の作業に取りかかっているということです。現状把握のために住民の方にアンケートをお願いして、それを集計して、現状はどうなっているのかというところをつかんでおります。

それから、策定の後半で、終わりにはパブリックコメントも行って住民のご意見を聞いているわけですがけれども、改定もほぼ同様な作業になってきますとかなりの作業のボリューム、質が出てくると思うんですがけれども、そこら辺を踏まえて今後の作業日程というのはどんなふうにご検討されるのか、確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 作業の日程としましては、今年度ですが、町民アンケートも行います。それと、現行計画の検証ということで、現行の計画の中には物す

ごいボリュームの施策が書いてあるわけですがけれども、それに基づいた今までの町の施策がどのように展開されてきたかというようなことも町内向けに調査をかせせていただくということを今年度行います。

アンケートとその町内での調査も含めて整理いたしまして、将来都市像及び都市づくりの目標というものの改定が必要かというところから入ってまいります。

来年度に入りまして、都市づくりの基本方針及び地域別の構想というような作業を検討しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） この前の6月でしたか、永平寺町都市計画マスタープラン策定委員会委員募集のご案内というのが各戸配布で出ております。応募される方は400字程度の思うことということで、それを添えて応募してくださいということで、6月29日の締め切りになっております。

募集人数が2名以内ということなんですけれども、一般募集、応募をされたという考え方、この募集の結果、どうであったのかということ。

さらには、応募された方2名としますと、この2名の方も参加されて策定委員会が設置されるわけですがけれども、この策定委員会のこういったメンバーの方が入られるのか、それはいつごろ第1回目の委員会を設定されるのか、それが非常に作業としてかなりのボリュームがありますので、もう既にお考えかと思ます。お願いします。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 策定委員会のまずメンバーにつきましてですが、学識経験者2名、商工会でありますとか各種団体が6名、県の都市計画関係から2名及び議会からも1名ご参加いただきまして、と今応募しました住民代表というところを予定しております。

公募したことにつきましては、都市計画に関心と知識のある町民の方からご意見をいただきたいという意図で募集を行いました。募集の人数につきましては今までの議会で申し上げておると思うんですが、今回のマスタープランは土地利用や都市施設などといった本来の都市計画に限定した内容にとどめるというつもりでおりますので、より専門的なご意見を賜るために2名以内ということで募集をいたしました。

結果につきましては5名の応募がございまして、庁内において論文といいます

か、作文といいますか、その内容を選考いたしました結果、2名について委員としてお願いするという結果になりました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 最初のところで確認しました非常にこだわりを持っています地区別まちづくり構想ですね。これ、前回と同じように7学区で作業を進めていく。この作業もかなり事前の準備とそれから地域ごとのいろんなご意見、そして構想をつくり上げていくという作業、ワーキングをしなければいけないんです。これは12月の一般質問の確認のときに既にでき上がっている地域の振興会、振興連絡協議会、こういったところへはその組織を通じてお願いすると。それから、地域の振興会、振興連絡協議会がないところは区長さん、それから地域のPTAの代表の方とか、いろんな代表の方でその組織をつくっていただいて、そしてワーキングしていただくということですが、今のあと残り1年半ですから、もう早速組織への働きかけないところは組織づくりといったようなアプローチが必要なんじゃないかなと思うんですけれども、ここら辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 先ほどもちょっと触れたことなんですけれども、現在のマスタープラン全体ですけれども、地区別の構想につきましても、例えば釣り客の交流であるとか、不法投棄であるとか、内容がもう都市計画の範疇をかなり外れたような内容になっております。

今回、申しましたように都市計画も狭義の都市計画に内容を絞り込もうとしている中で、地区別構想をつくる、前回で言う協議会ですか、ああいうものもかなり形を変えたものにしていかないと、もう内容自体がぼけてしまうというおそれをちょっと持っております。

今、7地区でということは当然小学校区として7地区ごとの構想というものは考えておりますけれども、現在の私の頭の中ではああいう大規模な会合というのはちょっと先ほど申したように焦点がぼやけるおそれということもありまして、今はっきりした構想、どういうメンバーでということのはっきりはまだ決めておりませんが、最低でもやはり区長さんと振興会のあるところは振興会というところのご意見は伺わなくてはならないというふうには考えてございます。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今、建設課長のまちづくり構想という内容を少し私とギャップがあるんですけれども、これが都市計画マスタープランの志比北地区の例ですけれども、こういったマップにまとめ上げられているわけですね。この中には、やはり5年後、10年後の地区のあるべき姿、ここに小学校がある、九頭竜川あるよね。そして、山と川の幸を結びつけていくそのためには、いろんなお店があるよ。こういう自分たちの将来のまちづくりの構想図なんです。少なくとも、これをもう一度見直しかける。これの改訂版ができ上がるという、このことが地区にとっては非常に大事なことなんですよね。

具体的ですけれども、この構想図をもう一度見直しかけてつくり上げるということで私は提言してきております。そのところはどうぞお考えなんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 都市計画マスタープランですので、私はもう都市計画の、都市計画といいますと土地利用と都市施設が主なところですが、そういう内容に絞り込んでいきたいというふうに考えております。

広い意味でのまちづくりに関しましては、総合振興計画でありましたり、そういうふうな他の計画に委ねていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ちょっとこの話を進めても時間が経過するだけですから、今回のまとめとして申し上げておきたい。

都市計画マスタープランの中に、先ほど見直しのポイントというのが3つあるということなんですよね。都市計画マスタープランの中にもその第4章として地区別まちづくり構想というのがはっきりと出ているわけです。それから、町全体の土地利用計画とあって、当然それはあります。

今、地方創生、地域創生と言っている、要望されている、要求されている中で、この都市計画マスタープラン、この地域の我々にとっては第4章というのは非常に重要なテーマ、課題になるわけです。地域ごとのあるべき姿を一人でも多く地域の人たちに集まっていただいて、地域づくりを考えていく、これがその地域力の一つになるわけですよね。

そういうことを取り組んでいかなければいけないということですから、ぜひとも今回の都市計画マスタープランの見直しの中にこのまちづくり構想、これの見直しというのをはっきりと位置づけて取り組んでいただきたいということです。提言として申し上げておきます。よろしいでしょうか。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（多田和憲君） 先ほどと同じ答えになってしまいますけれども、あくまで、例えば土地利用と申しますと特定用途制限地域の指定の内容を変えるでありますとか、そのような本来の都市計画の内容に絞り込んでいきたいと。

例えば地区別のまちづくり構想でも、ゾーンをこういうふうにしたいからということ、じゃ、都市計画のこういう手法を使いましょうというふうにはつなげていけるようなものをつくりたいと思っておりますので、そういう方針でやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ぜひともよろしくお願いします。

終わります。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前11時27分 休憩）

（午前11時39分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、齋藤君の質問を許します。

6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 2年ぶりの一般質問です。いささか緊張しております。目の覚めるような質問をしたいんですが、いたって地味なため、ご期待には添えないかと思いますが、よろしく願いいたします。

私は、上志比地区に生まれ、育ち、そして縁あって上志比役場に勤務し、平成18年の合併の日の前日、上志比村が終わるその日まで在籍することができました。そして、上志比地域のことを思い、上志比に愛着を持つ一人としてその年の7月、町議会議員選挙に立候補いたしました。多くの地域の皆さんに支えられ、ここに4期目を迎えることができました。

さて、最初の質問です。

今や全国的に少子化、高齢化の今日、我が町永平寺町もその波に押され、上志比地区においては合併の後、急激に人口が減少となりました。小中学生以下の子ども数も、合併前と比較すると半数近くに減少しました。そして、ここに来て商業施設の衰退や減少等、JA、金融機関の支所、支店等の閉鎖、町の宅地開発等の見直し、上志比地域、これからどうなるのでしょうか、大変不安であります。

私は、今なら間に合うのではないだろうか。まだ間に合うと思っておる一人です。これからの上志比地区の振興施策について、最初に町長にお伺いするつもりでしたが、質問の最後にまとめてお願いをしたいと思います。

まず初めに、ニンキー体育館の現在の状況はどうか、お伺いします。

この施設の再利用計画は町長が議員時代に地域振興への思いから考えておられたと思います。この施設の整備について、改修計画から完成までの経緯について、いま一度もとに戻りまして、その説明をお願いしたいと思います。

なぜ今さらと思われませんが、地域の住民の方が全く施設に理解をしてない。当時、落成式があったと思うんですけど、その周辺の人が「きょうはここで何があるんですか」ということを聞かれたこともあります。というようなことから、地域の方にももう少し経緯を説明していただきたいという思いから、再度、計画から改修、完成までについての経緯の説明をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ニンキー体育館の現在の状況はということで、計画から改修、完成までの計画について再度説明をしてほしいということでございます。

ニンキー体育館につきましては、平成28年度につきましては福井県の公共施設利活用プロジェクト事業補助を活用しまして、旧上志比小学校体育館の用途を変更し屋内運動場として整備する計画を立てました。体育館の耐震診断及び耐震補強改修実施計画を平成28年度に行いました。

平成29年度につきましては、体育館の耐震補強及び改修工事を実施しました。体育館改修工事は平成29年の6月に着工しまして、ことし平成30年3月20日に完成いたしました。駐車場整備などの外構工事につきましては、繰越明許の処理を行いまして、今年度まで工期延長させていただきましたが、現地の工事は4月中に完了しまして、5月2日の落成式を挙行いたしまして、供用開始させていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

改修計画、いろんな案をつくるに当たって、この施設を利用するであろうという団体、また地域の人たちのいろんな意見の交換会をされたと聞いております。どれくらいされたのか。協議された内容、またそのときの構成メンバー等がわか

ればお願いをいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 改修計画を策定するために開催した地域との意見交換の回数及びその内容につきましては、平成29年2月から3月までに3回の検討委員会を開催しまして熱心に検討していただきました。検討委員会は、上志比地区振興連絡協議会、上志比地区区長会、永平寺町体育協会、上志比地区体育振興会、永平寺町壮年集団連絡協議会、永平寺町子ども会育成連絡協議会、永平寺町健康長寿クラブ、上志比地区老人クラブ連合会の11団体の代表者13名の方と上志比地区の女性代表者2名の合計15名の委員さんで構成いたしました。

検討会の内容につきましては、第1回で旧上志比小学校体育館について経緯と今後の利活用について行政側から説明しまして、今後の進め方について話し合いを行いました。

第2回は、旧上志比小学校体育館、ニンキー体育館の現地を視察した後に、前回の意見を反映した計画を提示しまして説明いたしました。また、完成後の管理運営方法などについて意見をいただいております。

第3回の検討会では、体育館整備の配置計画案の図面を提示しました。それから、体育館の利活用方針の意見をいただきました。利活用方針の意見交換では、体育館の管理運営主体及び維持管理について意見が交わされておりました。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

開館以来きょうまでいろんな利用状況についてちょっとお伺いをしたいと思っております。できるだけ詳しく、大人、子どもとかがわかればいいし、また有料、無料、いろんな区分でわかる範囲でお示しをいただきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ニンキー体育館の現在までの利用状況ということで、供用開始しました5月2日から約3カ月を迎える8月現在で、42件9団体、述べ397人に使用いただいている状況です。

使用いただいた団体につきましては、松岡中学校女子ソフトボール部、上志比少年野球クラブ、福井県成年女子ソフトボール、六条少年スポーツクラブ、町ペタンク協会、清水女子会、上志比地区健康長寿クラブ連合会、上志比壮年集団連絡協議会が練習やスポーツ大会、レクレーション大会に使用いただいております。

また、福井県中学校夏季総合競技大会、陸上競技大会の共通男子800メートルで3位と優秀な成績を残しまして北信越中学校総合競技大会出場を決めました上志比中学に通う生徒さんにつきましては、北信越大会前に夜間練習としましてニンキー体育館を使用いただいております。

今後は、秋の長雨のシーズンや冬季間の降雪時期を迎えます。より皆様に使用しやすいニンキー体育館とするために、屋内スポーツ競技以外でも集会や文化活動にもニンキー体育館をご利用していただけるように、町の広報紙、町のホームページ、生涯学習課で発行しております広報紙のシードなどを活用するほか、またスポーツ、文化を問わず、我々のほうからも会議などでニンキー体育館をより一層使っていただくようにPRに努めたいと考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） この数値は大体目標ですか。計画を達成されているのか、若干少ないのか多いのか、わかりますか。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 現在までの利用なんですけど、この夏の猛暑もあるかと思われちゃいますが、8月につきましてはご予約はいただいております。5月、6月、春先につきましては団体の利用というんですか、スポーツ大会等で利用いただいたということが多い状況です。

目標につきましては、これから秋の長雨ですとか降雪時期を迎えますので、これからの利用が多くなっていくのかなということですが、もうちょっと利用のほうを利用していただけるように頑張らせていただこうかなと考えております。ちょっと今のところは少ないかなと思います。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） この施設、これまでに397の方が利用されているとお聞きしました。利用された方、使用された方、いろんな感想は聞いておりますか。もし聞いておられるんならば、その感想、またこんなところが不都合だとかいろんなところの苦情があれば、あわせて一緒にお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ニンキー体育館利用者の感想ということで、よい点といたしましては、体育館の中できれいなトイレができて非常にありがたいというんですか、喜ばれております。また、昔学んだ思い出の上志比小学校の体育館

を取り壊さずにリニューアルして残ったことはうれしいというご意見も年配の方中心に聞き及んでおります。それから、広い駐車場ができましたので、それもいい点ということでお聞きしております。

また、一方、悪い点につきましては、お盆のころが特に聞き及んだんですが、駐車場の外灯に虫が集まって困るといようなご意見ですとか、体育館でその都度競技用のラインを引くのが面倒だと。また、ランニングスペースで防球ネットを取りつけてございますが、正規の大きさのゲートボールコートがとれないで困っているというご意見も伺っております。正規のゲートボールコートの大きさがとれないということにつきましては、来年度から正規の広さでゲートボールができるように対応策を検討したいと考えておりますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 体育館の中のあの大きい壁画ですか何かありますね。あれは当時の小学生が卒業のときに描かれた。私もあれを大変気にしておりまして、あそこの完成のときに見にいったら残っており、大変感激しております。ああいうようなものはぜひとも残しておいてよかったなと思っております。

ほかでなんですけど、小さないろんな私のほうに苦情が来たので、この際、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

まずあったのは、グラウンド全体が何か傾斜がきついといいますね。かた過ぎると。というようなことがあって、ゲートボール、ペタンク等に非常に競技に支障があるというようなことがありました。それから、電灯、電気のメーンスイッチが和室の中にあり、和室ですと必ず下足を脱いで入らなければならない。一々脱いで出入りをするのに非常に不都合であったということから、なぜああいう中にあるのかなという一部の方がいました。それから、和室をちょっと休憩したく利用しようと思ったら有料ですからと、有料料金が発生するために非常に使い勝手が悪いと。それからもう1点は、準備をするのに前日からその使用に入ったら、その分も使用料に加算されたということもお聞きしました。それから、町主催でもありますけれども、町の大きい一つの団体が利用する場合については、その利用料金が減免にはならないのか。一部の地域の方は仕方ないと思うんですけど、永平寺町何とかとか、そういう町全体のような行事のときにはできるならば使用料金は減免規定あるんだと思うんですけども、そういうようなことができないかというような、いろんな小さなことなんですけどありました。

せっかくつくっていただいて、町長は上志比の一つの地域振興の役に立ってもらえるんだなということで建てたんですけど、小さなことでそういうようなものになると大変なんで、私もあそこをちょこちょこ通るんですけど、余り使っているようには見えないんで。ちょうど夏の暑い時期、ああいうような施設は非常に利用者は少ないかと思うんですけど、これから課長おっしゃるとおり、秋の長雨の季節、それから冬場の季節、せっかくつくった施設ですから利用していただきたいことと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今、利用度のことがあったわけですけど、私、今回この答弁は教育長という立場を外してちょっと話をさせていただきたいんですけど、私、現在も競技スポーツをやっています。昨年まで監督をしてたんですけど、この監督をしている際に練習会場というのがなかなかないんですね、一般的に。そういうところでいろんな施設にお願いして貸してはいただいたんですけど、私、ソフトボールをやっている関係でやはり実際にボールを使ってノックができる。そして、フリーバッティングができるというふうな施設が欲しいなというふうなことをずっと感じてました。昨年度聞きましたら上志比のほうにこういうすばらしい施設ができるということで、私、完成式にも参加させていただきまして、あの中を見て、これはすばらしいなというふうなことを感じました。

今ご指摘のペタンク、それからゲートボールですかね。ちょっとかたいというふうなご指摘もありましたけど、総合的に考えると全てのスポーツに適合したというようなことは難しいところもありますので、また今言ったことに対しても少し検討を加えて、皆さんがやっぱり楽しく競技できるような環境を整えていきたいと思いますので、ぜひそういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このニンキー体育館につきましては、雨が降っていても雪が降っていても年間を通して健康づくりであったり、そういったものに利用してもらおう、また子どもたちにも使ってもらおうという思いと、もう一つ、やはり上志比地区、福祉の拠点という位置づけで、松岡の人や永平寺の方に聞くと上志比の温泉行ったことないという方が結構いらっちゃって、じゃ、温泉行く前にそこで趣味で仲間が集まって、帰りに道の駅とか温泉で御飯食べたり、ちょっと集ってもらおう、そういった一つの人の流れができるといいなという思いもあります。

もう一つは、保健師との連携、ここにいろんな方が集まってくるので、保健

師さんがちょっと健康教室をさせていただいたり、そういったことができるような施設になるようにという思いで整備をしてきました。

今議員いろいろなご指摘もいただきまして、やはり使っていただく方が、ああ、使ってよかったな、快適でよかったなという、そういったことが大事です。いろいろ要綱等もしっかりと定めていく中で、こういった課題一つ一つクリアしていきながら、ああ、使いやすくなったと言われるように、またこれからの季節今からふえていきますので、いろんな方に使っていただく、こういった施設になるように、教育委員会だけではなしに行政も一緒になってPRをしていきたいというふうに思っております。

えい坊館を始めたときに、まず最初にあそこを始めたのが役場のいろんな会議とか行事をまずえい坊館でやろうと。そこに来た人がえい坊館を見て、ああ、こういうふうに使ったらいいなとか、新しいアイデアが生まれるということで、えい坊館も最初のころは役場がそこを利用することによって今いろんな方が利用をしてくれるようになりました。

このニンキー体育館につきましても、最初、ここの施設をつくった目的、これをしっかりと忘れずに進めていこうと思いますので、またこれからいろいろそういうご指摘いただければ改善していくことがいいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。午後1時から再開します。

（午後 0時01分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

先ほどの齋藤議員の質問に対しまして、生涯学習課長より発言を求められておりますので、発言を許します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） ニンキー体育館の使用料につきまして、住民の皆さんからいろいろなご意見をいただいているということでご意見を伺いました。

ニンキー体育館の利用料につきましては、町主催または町スポーツ協会主催の団体のご利用につきましては、現在、利用料はいただいております。また、個人の利用ですとかその他の利用につきましても、大変住民の方にも、周知徹底というんですか、PRが行き届いていなかったのかなということで反省しております。

す。また、ニンキー体育館のご利用につきまして、住民の皆さんにできるだけ多くの方に利用いただきたいと思っておりますので、またいろいろなご意見をお聞かせいただきますようによろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

それでは次に、上志比支所の解体、新支所の建設についてお伺いいたします。

最初に、旧庁舎支所の解体決定から新設計画のきょうまでのいろんな手順、経過ですか、それをお示ししていただきたいと思っております。もしできるものならば、解体すると金銭的なことが、例えば壊さないで再利用しようと思うとこれぐらいかかる。壊して……、解体費用や。解体費用やな。済みません。解体費用がこれぐらいかかる、それから新設は大体これぐらいを計画しているというのがわかれば一緒に、わからなければまた後で結構でございます。

○議長（江守 勲君） 上志比支所長。

○上志比支所長（森近秀之君） ただいまの上志比支所の改修の計画から今日までの経過ということでございますけれども、上志比支所につきましては、町の公共施設再編の中で、平成27年11月にまず議会に案をお示しし、28年1月の区長会におきましてその概要を説明させていただきました。その内容としましては、支所を新たに建てかえるといったものでございます。

28年度には、上志比地区の振興連絡協議会の方と協議していく中で、支所の建設計画につきましてアンケートをとらせていただきました。そしてそれを踏まえた上で、平成28年12月に振興連絡協議会のほうから要望書が提出されております。その要望書の内容といたしましては、まず1つ目として、住民の意見を取り入れて支所の建設をしていただきたい。2つ目として、図書館、また防災用の避難倉庫の併設をお願いしたい。3つ目としては、いろんな建て方があると思うんですけれども、大屋根木造切妻づくりの建物といったもので建ててもらえないかといったものでございます。

この要望書に対しまして、町より平成29年7月に回答を提出しまして、支所建設に当たっては地元と協議を行うとの回答をしております。

その後、昨年12月に役員会をさせていただいて、まだ最終型のところまでは至ってございません。本年に入りまして振興会の方と話をさせていただき、支所の建設につきまして、建設検討会を立ち上げてそこで協議してもらえないかと

いうことで、今後、その会の中で今後の建て方について話をしていきたいというふうに思っています。

先ほど言われました解体の金額等のことですが、上志比支所は鉄筋3階建てで、おおむね大体450坪近くです。今、解体につきましては年々高騰しているわけですが、そこに、煙突に煙突カポックいわゆるアスベストが一部含まれている部分があると、それといわゆるPCBを含有したトランスの設置がされている。そういったものの撤去費を含めると、解体で約6,000万から7,000万ぐらいは必要になってくるであろうというふうに思っています。

新築につきましては、今回の補正でお願いするわけですが、おおむね坪、やはり80万から90万近い新築になるだろうと。建物を耐震診断した結果としましてはE判定であったと。耐震するにしても、その3階の部分を、いわゆるはつる、撤去しないと使えないということもございまして、仮に解体、新築しますと費用的に、ざっとはわかりませんが、1億5,000万から、概算ですが、2億の間。今の耐震にしたとしても、それは築45年以上たつてございまして、それでも1億は超えるだろうという金額になるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 補足をさせていただきます。

当時、議会に説明させていただいたときに、この解体につきましては合併特例債が使えるということで、当時も改築をしたらどうかとかいろいろ意見をいただいたんですが、長い目で見ますと、E判定も出ておりまして3階部分を取らなければいけない。それと、改修、改築を仮にしたとしても、また何年後か先には解体、そのときには町単で行わなければいけないという、そういったこともあって、今、いろいろ、当時、2年前か3年前のときに議会にお示ししたのがそういった方向でということを示させていただきました。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） さきの全協においても、ちょっとこの解体のことについてはご質問させていただきました。

アンケートをとられたと言うんですけど、確かにアンケートはとられたけど、ごく一部の特定の人だけであつたんでないかなという気はします。当時の。それ

はそうと、私は、この前にも言ったんですけど、本当に地域の人にこの解体、新築が十分に理解を得られているのかなというのがちょっと、どう言うんですか、考えられないんですけど、何かちょっと話が食い違うようなところが幾つかございます。議会にはいろんな報告は受けているんですけど、この報告を受けたのと地域の住民からのいろんな話が何か食い違うように思いますので、今後、もう少し積極的に説明をしていただきたいと思いますと思っております。

いろんな、この改修には耐震補強の問題や、また改修に係る費用等もありますが、私はこの耐震診断も、町長はEと申されましたが、私も実は庁舎にいて、あの庁舎を建てるときに職員でありました。そのときのいろんなときの話の聞いていると何かちょっと納得が余りいかないようなところがありますので、そういう思いがあります。

ほんで、上志比に住んで、上志比のひがみではありませんが、公共施設の取り壊しや解体は、何かほとんどが上志比地区内の施設だけのように今思われてなりません。ニッキー体育館はつくっていただいたんですけど、町の人口のわずか5分の1、2割弱の小さな上志比地区ですが、何かやむを得ないと思いますけど、あるのかなという、ちょっと個人的にも思います。なぜかといいますと、松岡地区のいろんな建物や永平寺地区の施設は、耐震補強により新たな施設に生まれ変わり再利用をされています。この現状を見ると、やはりひがみ根性が少しは出てくるのが上志比の人間なのかなと思っております。

先ほど申し上げたとおり、上志比地区内には商業施設のほうも撤退しております。それから何か明るい材料がなく、最近、だんだんだんだん暗い。そこに、シンボリックな旧庁舎を解体し、できたのがこんな100坪ほどの小さな支所の建設ということが、私は、これが果たして上志比地区の振興に役立つのか、果たされるのかどうかが大変疑問であります。この際申し上げますが、上志比地区内のいろんな公共施設なんですけど、既に解体された施設を含め、取り壊しを待つような、維持管理がほとんど行われていないのが現状ではないかなと。半ば放置をされているように思われます。これもひがみの一つかもしれませんけど。

旧役場、支所の玄関の部分、大分以前に議会が立ち寄った際、上壁の一部が剥がれておりました。あの玄関のですね。非常に剥がれて醜い状況でありましたので、同じ議員の中のK議員が、「簡単でもちょっと補修したらどうや。余りにもみっともないんでないか」という指摘を申し上げましたが、全く手をつけずにずっとそのまま放置し、もう今は無人化なんですけど、いまだにそのままの状況で

す。

それから、旧上志比の小学校。公民館として再利用をしていましたが、屋上の防水工事をすればよかったですけど、全くせずに、とうとう雨漏りし、中が荒れ放題になり、解体。現在、取り壊しをされてしまいました。

中学校の横にプールがあります。周辺を含め非常に荒れております。あの周りの塀のペンキも全部剥がれて荒れ放題のように思いますが、今はどうなっているのかをちょっと。中学校のプールとしては使っていると思われるんですけど、どう見ても外観を見た限りでは非常におんぼろな、おんぼろという言い方はあれですけど。あの塀の部分、ペンキが剥がれてて、それから玄関入り口なんかも草がぼうぼうで荒れ放題のように思われます。

それから、老人福祉センターです。今は閉館しまして無人化になっています。行く行くは何か取り壊しということを聞いております。建物、人が使わないとどうなるかは目に見えてわかると思います。

それから、あの小学校の周辺から農村公園全体の管理状況なんですけど、草が生い茂り、荒れ放題に見えます。この冬の大雪で桜の木が何本か、枝が折れてます。桜の木の折れた枝、一部はつながって花は少し咲いたんですけど、いまだにそのまま放置されて、一部は道のほうに出たり非常に、危険性はないにしても、何か見た限りではみすぼらしく思われます。

それから、農村公園に子どもの遊具がありました。これも全く補修や塗装や修繕をせず、できなかつたのか、しなかつたのかどうかわかりませんが、さびがひどくて、とうとう使用できないまま、いつの間にか解体されました。この後どうなるんですかね。あそこに行つとる子どもさんのお母さんなんかは、新たな遊具ができるかなと楽しみに待ってる人の話も聞いておりますが、どうなのかわかりません。本当にひがみではありませんが、それと捉えがちな今の上志比の状況であります。

私は、旧庁舎を取り壊すなら、それにかわる上志比地域の現状を見据えた地域の振興、地域の伸展の拠点となるような総合的な施設を新規に建設し、その中に支所の機能を置くというふうな施設として建設するならば、多くの上志比の地域の人たちの理解を得るんだと思いますが、いかがでしょうか。支所の建設、支所の建設と支所の建設が前に出て、何か支所をつくれればいいんでねえかなというふうに上志比の住民は捉えがちなんです。そこが、新たなできた施設が、上志比が衰退せずに地域の振興、町長が思う、後でそのお気持ちも聞きたいと思うんです

けど、そういう施設にということで建設するということを考えられないか、できるものならば、いま一度、計画の見直しをお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 施設等の維持管理につきましては担当課のほうから答弁があると思いますが、まず、合併しましてから上志比地区、今、温泉、道の駅、そしてニンキー体育館。新たな需要、また交流人口をふやすため、いろいろな取り組みを行っております。

光が見えないとおっしゃいますが、今回、地元の皆さん、指定管理を受けていらっしゃる道の駅、ここが、4年間の目標を2年間半で100万人を達成していただきましたし、地元の農家の皆さんもあそこの直売所で販売、またあそこから新しい新商品が生まれたり、上志比地区でもいろいろな活発な活動をしていただける方が出てきております。

そして、実は、ニンキー体育館、あそこの小学校、そして野中のプール、いろいろプールの解体等も、放置されておりましたので、そういったのも順番に進めさせていただいております。なかなか施設の管理等で行き届いてない点は十分反省するのとともに、しっかりやっていかなければいけないなというふうに、今、担当課からも報告があると思います。

そして、支所のあり方につきましては、支所を複合施設にするのか、いろいろな考えもあると思いますが、まず役場の機能、支所としての機能。実は、上志比地区は利用率が高くなっております。やはり高齢化が進みまして、なかなか本庁まで来れずに支所でいろいろ相談していただく。そういった中と、やはり今回、支所の大切さを改めて実感しましたのは2月の大雪でした。このときも各永平寺、上志比、松岡地区に職員20人体制、時にはもっと多く行きましたが、そこで本部をつくることによって機能的な動きができた。また、そこに支所があることによって、いろいろな情報を受けることができる。その行政としての支所機能、これについては、やはりこれから、支所のあり方、位置づけというのは見直しはあるかもしれませんが、そこに拠点があるということは、町としてもしっかりしていかなければいけないなというふうに思っております。

今回、支所の建設に当たって、上志比の方からなんですが、「支所は上志比には要らないのではないか」とかいろいろなご意見もお伺いしますが、行政としての機能を発揮するためには、やっぱり上志比地区に支所が、こういった時代になってきましたので、あることが一つの安心にもつながるのかなというふうに思っ

ております。

今、支所の、そこの新築の、先ほどいただいておりますように、上志比地区の、これから支所が、いろいろな皆さんのお話を、議員からこういうふうな提案をいただきましたので、もう一度住民の皆さんの意見をしっかりと確認しながら、また説明をしながら進めさせていただきたいと思っております。

いずれにしても、今、上志比地区、交流人口が本当に2年半で100万人というのは、今までそこを訪れることがなかった人が、温泉もありましたけど、来て、新しい発見が生まれて、またよそとつながっていく。ここの光が次の光になるように、何か努めていきたいとも思いますし、また地元の皆さんのご提案、そしてこういうことをやりたいんだというのもやっていきたいと思っております。

それともう一つ、さっきのニッキー体育館もそうなんですけど、やはり松岡、永平寺の人にいかに上志比に行ってもらおうかというのを今、大きな柱にしております。公民館の位置づけの中で、これは教育長といつも話をしているんですけど、これは上志比だけじゃなしに松岡もそうなんですけど、若い人たちが公民館活動に参加される仕組み。例えばホビー（趣味）であったり、ネイルとかでもあったり、そういったところ。趣味であればそこに求めて人が集まりますので、そういった若い人たちが集まる、交流をできる、そういったところからやっていくというのも一つかなというのを教育委員会ですべてしますので、決して上志比地区をないがしろとかそういうのでなしに、いろいろな面で考えていますので、これからまたご理解、ご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 上志比中学校のプールでございますが、これは中学校のプール全体なんですけど、授業で使います関係で6月だけという形での利用でございます。いわゆる夏休みのプール開放というのはございません。

期間としては非常に短い期間だけという形で、現在も当然のことながら、授業で利用はしております。これにつきましては、大きな改修といいますか、かなりの高額な改修なりが出てきたときには、体育の授業としてはプールは必須ではございませんので、そのときには恐らく使わない方向でというふうな形で進んでいくのかなと思っております。これについては松岡中学校も同じですし、永平寺中学校については既にプール自体がございません。という状態でございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 農村公園の遊具が撤去されたということで、農村公園に限らず、屋外に出ています遊具ですとなかなか、維持管理の面でも危険な遊具も一時期話題になったところで、農村公園の遊具につきましても、安全を図るという観点から撤去されたものですが、また、どういう遊具を望んでいらっしゃるのかとか設置場所等、いろいろ皆様のご意見をお伺いしながら検討してまいりたいと考えております。

知らないうちになくなったということで、寂しい思いを住民の皆さんにさせてしまったのかなということで反省しております。またよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 今、プールのお答えありましたけど、プール、何か中学校が使ってるのは知ってます。ですけど、現状、その前へ行ってみるとわかるんですけど、草は伸びて、周りの樹木というか、これぐらいの木は生えてるし、使っている者はわかるんですけど、どう見ても荒れ放題に見えるんですね。見た目、外観なんですね。だから、ちょっとぐらい何か手を加えて、草を刈るなりその樹木を取るなどの周辺を少しするなりということをしたらどうですか。

ほんで、なかなか町ではできかねるかなと思うんですけど、先ほどの農村公園も全てなんですけど、指定管理をされていると言うんですけど、指定管理者は定期的にしかしないんですね。私が当時、あそこら辺一帯を教育委員会として管理したときには、作男というんですかね、そういう1人の人をちょっと年間契約で雇って、ずっと毎日見回ってもらったんですね。その人が、あその草が大きくなったなという、それを言ってきて、「草刈ったほうがいいです。あこちょっと生い茂って」、ほんで私も。その人一人だけじゃできないですからね、あんだけの広い場所。その人が何人かの人を見つけてきて草を刈ったりその整備をしたんですね。そうすると非常に見ばえがいいんですね。ですけど、今見た限りでは非常に、本当にひがみでないんですけど、何かわざとしてるんでないかなというぐらいに荒れ放題というんか。

それから、さっきも言ったんですけど、桜の木が折れてますわ。あの雪で何本か折れてるんですわ。それが下がって、折れたままひっついてるんですね。桜の花も咲いたんですわ。花が咲いてから切るのかなと思って。いまだにそのまま。このまま置くとまた。ほんでね、この前、風が吹いたときなんかはそんな枝が折れて飛んだり、道に広がったり、それから道に覆いかぶさってる桜もあるし、あれ除雪するときには非常に邪魔になるんでないかなと思います。

そういうようなところの外観上のちょっとした気配りを、職員さんは大変やと思うんやったら、誰かその見回りのな者を1人雇ってお願いする。高齢者でも誰でも。そうすると雇用にもつながりますし、その人にちょっと見て回ってもらって、あそこはこうですよ、こうですよとかということを報告してもらって、それで対応するとか。あっちのは指定管理したんですかね、農村公園のほうはね。ただ指定管理者だけにぼーっと一方的にお任せするとなると、シルバーがやってるんかね、何かやってるんですけど、定期的にやってるんですけど、そういう気配りのなことがちょっとないように思われます。

だからそういう、管理人ではないんですけど、そういう管理するような、見回りするような人をお願いするのも一つの手かなと思いますので、これは提案させていただきます。

次に……。いいですよ。お答えはいいから。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時24分 休憩）

（午後 1時25分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 農村公園の管理ということで、現在、業務委託ということでシルバー人材センターに管理の委託をしております。例年、年に何回か草刈りですとか植栽の管理もしていたわけですけれども、合併前の管理にはちょっと目が行き届いていなかったのかなと反省しています。

今後また、生涯学習課からシルバー人材センターの業務委託の内容につきましても、点検というんですか、そういうものも含めまして委託をお願いできないかというのを検討させていただきたいと思います。

○町長（河合永充君） 計画どおりしてもらってるんでしょう。

○生涯学習課長（坂下和夫君） はい。

○副町長（平野信二君） してるんなら、してるって言えばいい。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時27分 休憩）

（午後 1時27分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） プールの管理につきましては学校でございまして、今、そういうふうな草が生えているとかということで管理がちょっと不行き届きだったのをおわび申し上げます。

実際上は、これにつきましては用務員がおりますので、用務のほうに頼むというか、用務員のほうにさせるといってございまして。ちょっと私も現場のほうを確認いたしまして、すぐに指示したいと思います。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 先ほど川崎議員の指摘に関しましておわびをしたというふうな件もあります。やはり現場をしっかりと確認する、このことをこれから徹底して対応していきたいと思いますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 小さなことなんですけど、草もことしは非常に大きくなるのが早いんですね。だからそれは手に負えない、追いつかないところもあるかと思うんですけど、見た限り、ちょっと手を加えれば、そんなにみすぼらしいというんか、みっともない形にはならなかったんでないかという気もあります。桜の木もそのまま。折れたで、その後片づけるんやろうと思って、近くで学校の職員さんも草刈りしてるのを見ました。ちょこちょこやっているのはわかるんですけど、ちょっとしたことなんですけど、できるだけ気配りをひとつよろしく願いしたいと思います。

次に、老人福祉センターと社会福祉協議会についてちょっとお伺いをいたします。

平成18年に合併協議が行われました。その中で、上志比地域は福祉の中心地域に位置づけるという協議が当時されました。しかし、今、私の目には、現状を見る限り、協議されたことが全く見えてきません。現在どのような状況なのかをお尋ねをいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） やすらぎの郷関連ということでお答えしたいと思います。

まず、やすらぎの郷につきましては、複合施設ということで、子育て支援センター、児童クラブ、保健センター、それから指定管理によりますデイサービスセ

ンターについて活用を続けております。

老人センターにつきましては、議員ご指摘のとおり、CAMU湯の廃止以来、若干利用率が低かったということで、ことしの3月をもって閉館をしております。これにつきましては、増改築のこともあって、排煙窓がないということを消防のほうから指摘をいただいております。法に反した施設であるという状況から、こういった判断をしております。

それから、社会福祉協議会の本部事務所として、現在も福祉活動の拠点として機能しているというふうに認識をしております。これによりまして、上志比地区におきましては、地域福祉の基本であります地域の人と人のつながりを大切にし触れ合いの輪を広げることを目的としました社会福祉大会、ふれ愛フェスタというものが毎年開催されているということになっております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 私が申し上げてるのは合併協議の中においた福祉の中心の位置づけということですので、今それを余り追及するというより、もう一度、課長、その当時の合併協議の中身をもう一遍熟読され、できるならば教育民生常任委員会のほうで報告を願いたいと思います。

今現在、上志比には、高齢者の福祉を果たす老人福祉センター、今おっしゃったとおり、ありません。建物はありながら整備をされていないというような状況です。町はこれをどのように考えておられるのか。

当初、健康福祉施設として建設した禅の里の温泉は今、不特定多数の人たちの娯楽施設と言ってもいいような状況です。高齢者の福祉施設とはかけ離れたものであり、とても老人福祉センターとは言えませんが、いかがお考えでしょうか。

町の考えをひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 禅の里につきましては、健康福祉施設として整備いたしました。町としましても、現状では集客施設ということではなく健康福祉施設として捉えておりますし、健康教室も指定管理者のコーワのほうで月に数回開催されております。多くの方のご利用をいただいておりますし、健康増進に十分寄与している施設だなというふうな認識をしております。

老人センターにつきましては、今ほど申し上げたとおり、CAMU湯が廃止になったことによって、お風呂とセットじゃないという活用状況になってしまいま

すので、利用率が低くなったのかなというふうな認識をしております。加えて、排煙窓がないという建物上の不備が指摘されておりますので、ことしの3月をもって閉館という判断をいたしました。

今後につきましてですけれども、利用者の方につきましては、上志比の振興センター、それからニンキー体育館、こちらのほうの活動ということでご理解をいただいているということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ニンキー体育館の和室を老人福祉センターとして活用しているということですね、今おっしゃること。利用の状況を見ると、先ほども中には使った形跡はないんですけど、老人クラブの方にはそのようなことをお知らせというんか、連絡というんですか、何かそれはしてあるんですか。私は老人会の役員をさせていただいてますけど、ニンキー体育館の和室を老人センターとして使ってもいいですよということはお聞きしておりませんので、申し上げておきます。

先ほどもちょっと触れましたが、老人センターは、松風苑というんですけど、あれは取り壊しの計画があるということを知っております。全く使用もせず、補修もせず、使えない状況を待って、取り壊すのを待つかのような今の現状でございます。また、現在のデイサービスセンター、老朽化と手狭になっているとうわさというんですか、そのお話も聞きましたが、どうなんでしょうかね。

いつですか、町長は、将来において、永平寺町にはデイサービスセンターは2カ所ぐらいがと言われたように思いますが、どうでしょうか。ちまたのうわさでは、町の中心地に、今の飯島地区に新たな総合的な施設を建設し、社会福祉協議会の事務局やデイサービス事業を全て新設、移転するというようなさまざまな憶測やうわさの声が私のほうには届いておりますが、いかがでしょうか。

私は以前、合併時に、温泉を利用した総合的な福祉施設の計画を合併協議会に提出しました。当時は一笑され、お蔵入りになりました。一つの町に一つの総合的な複合健康福祉施設の計画案です。少子・高齢化のこれからの時代に前向きに真剣に考えていくことも必要ではないでしょうか。先ほどの町長の、将来はデイサービスセンター2カ所。これは私はまさしく的を射てると思います。これからの高齢化時代に。

さて、うわさ話が本当になれば、地域振興どころか、上志比は過疎化にますます拍車がかかり、町としてはどのようにお考え、思っておられるのか、所管する

福祉保健課長の見解をお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、やすらぎの郷の件について申し上げます。

社会福祉協議会が一時、上志比から出て飯島のほうに移転するといううわさが出た——確かに計画もあったわけなんですけれども——現状におきましては、上志比の現場の事務所をそのまま活用すると、そこで活動を行っていくということになっております。その当時のことが議員の耳に入ったのではないかなということをおもっております。

それから、CAMU湯、それから老人センターの松風苑、こちらにつきましては、先ほど来申し上げているとおり、排煙窓がないということで設備上の欠点がございます。こちらを改修するには非常に多くの金額がかかりますので、これについては現在のところ、思いとどまっております。

それから、複合施設でございますので、社会福祉協議会のほうに現事務所を譲渡するに当たっては、分離する必要があります。現在、分離に係る設計を見込んでおりまして、できれば今年度中に工事費等を補正で計上したいなということをおもっておりましたけれども、状況的にはちょっと遅れているということをおもっております。

デイサービスセンター、それから児童クラブ、保健センター、子育て支援センターが活動している。それから社協さんの事務所の分、それからCAMU湯と老人センターの分ということで、4つに分離する必要があります。現状、CAMU湯、それから老人センターについては、利用等については廃止となっておりますので、こちらについては取り壊しをするかどうか、それから並行して福祉施設として利用できないかというところは十分検討しておりますが、今ここではまだ申し上げることができないということです。

社協さんの譲渡、譲受の件について、課内でいろいろ協議させていただきました。その中で、上志比地区のある女性の方から、私としても非常に心配だということで、上志比地区の住民を集めて、現状の老人センターの部分もしくは社協さんの事務所の部分の一部を使ってサロンのことはやっていきたいなということをおもい、心強いご意見も伺っております。

議員ご指摘の、デイサービスセンターが2カ所であるとか、それから飯島地区に新設といううわさについては、全くのうわさであるということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） デイサービスセンターが2カ所とかというのは全くのうわさというか、まず言った記憶すらもないんですけど。

やはり町は、第何次計画とかああいった計画をもとに、施設をどれぐらいしていったらいいか、地域包括ケアもありますけど、やはりその計画に基づいているんな角度から見た中でのそういった整備になってきますので、私は、どこかで何かが勘違いされてるのかなとかと思いますけど、これについては全く言った記憶も何もありませんので、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 2カ所のを私は否定するものではありませんし、これからは、やはりいろんな高齢化、少子化、そういうようなことを考えていくと、小さな町ですから一つの町という考え方を持たれたら、私は決しておかしい話ではないと思っておりますので、またいろんな、お話をさせていただきたいと思っております。

一応、上志比地区の振興についていろんな質問をさせていただきました。締めくくりとして、町長さんに上志比地区の振興について、そのお気持ちですか、お考え、その思いをぜひともお聞かせください。上志比地域の人たちは期待を持って聞いていると思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 決して上志比地区だからとか、永平寺地区だからとか、松岡地区だからとか、そういったのではなしに、一つの町になりましてもう13年目を迎えております。その地域の特性をしっかりと生かしていかなければいけないなと思います。

そういった中で、やはり今、上志比地区で一つの大きな光になってると思うのが、先ほど申し上げましたとおり、地域の皆さんでやっていたいいるあの道の駅。あそこが本当に、逆に言うと、いろんな形で言いますと、よその道の駅が注目する道の駅になってきている。そこで新しい商品が生まれて人が来る。先日も、100万人のときにちょっと呼ばれて行っていたんですが、本当にお客さんがいっぱい来ていて、いいなと思います。また、隣の温泉との連携といいますか相乗効果というのものもあるのかなというふうに考えております。

やはりこれから少子・高齢化、いろいろ向かっていく中で、公共施設の再編と

いうのは上志比地区に限ってではありません。これは永平寺町全体と見た中でしっかり対応していくことが、次の世代に渡すときの一つのバトンといいますか、負担を残さないため、持続可能なためのその一つにもなると思います。

やはり今、地域の特性をいろいろ生かしていく中で、その地域地域に核となるものがあると、行政としても支援、応援がしやすいというのがあります。今、上志比地域は、先ほど申し上げましたとおり、交流人口としては道の駅とか禅温泉、そして町内の方に行ってもらふ福祉。議員先ほども、合併の当初からであった、福祉のまち、地域ということで、それを私も十分意識しておりまして、今回のニッキー体育館につきましても、やはり松岡、上志比、永平寺のスポーツを通しての仲間づくりであったり、その後、温泉に入ってちょっと疲れを癒やして帰って、「また温泉へ行こうか」と誘って行くようになる。公民館活動もそうだと思いますが、そういった意味での人々がそこに来る触れ合いの場をつくっていききたいなというのもあります。

それと、企業誘致の面では、永平寺町にいろいろな企業さんが来られてます。その方々には、全ての方に各インターチェンジの周辺のところへご案内して。松岡周辺がやっぱり多いんです。ただ、なかなかいろいろな条件とか規制がある中で、ぜひこの上志比、また永平寺のところでも企業を何か考えてくれませんかというご案内もさせていただいておりますので、これからいろんな角度で発展するように努めていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

私、上志比地区出身の議員として、上志比地区のことを思い、この質問をさせていただきます。

（「済みません。もう1個」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） それと、やっぱり議員がいろいろその管理の面でご指摘もいただきました。こういった管理の面、住民の皆さんと行政との信頼関係にとって大切なことだと思いますので、これからしっかり指導していきたいと思っておりますので、また都度都度、そういった不手際等がございましたら議会等でご指摘いただければと思います。本当に申しわけありませんでした。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 上志比地区のことを思って幾つか質問をさせていただきます

た。上志比が寂しいところにならないよう、頑張っていきたいと思います。町長を初め関係行政機関、職員の皆様方、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次の質問です。町民の防災対策についてお伺いをいたします。

さきに質問をいたしました酒井・川崎両議員と重複したところがあれば、ご回答は無用でございます。

永平寺町は、町長みずからが防災士の資格を持ち、災害の対策、予防、準備、訓練には特段に力を注ぎ、町民の安全、安心、町民を守るその姿勢に対し、改めて敬意を表するものであります。

さて、災害発生時の避難準備から避難勧告、避難指示までの心構えとその手順について、町と地域防災組織との連携体制はどうなっているのかについて、また、災害が起きたときには、その災害に応じ、臨機に、また災害対策本部の指示に従い行動するのは当然のことですが、これから起きるかもしれない、起きるのであろうかなということ予測される場合の体制づくりについて、町の姿勢というか指針をお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 町としまして、昨年度ですけれども、町内全戸に黄色の無事の旗を配布させていただきました。その裏面には、避難情報の種類についてを説明し、また防災情報の確認方法等についても説明させていただいております。

また、災害時の種類、また規模により、第1段階として、避難準備・高齢者等避難開始情報を発令しております。これにつきましては、特に避難行動に時間を要する人——避難行動要支援者ですが——が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況に発令しております。

また、2段階としては、避難勧告。通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況に発令をします。

また、第3段階、最終段階としましては、避難指示。緊急ですね。これにつきましても、前兆現象の発生とか、また現在の切迫した状況等を判断し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況、また人的被害が既に発生した状況に発令をすることとしております。

また、心構え、手順としましては、身体的、体力的、また土砂災害に対しての避難情報なのか、また浸水に対してなのか、また台風による暴風警戒のための避難情報なのかなど、地区や住宅の立地条件、また地域の状況に対応して避難に対

する対応は変わってきますので、町はいろんな情報を発信しますが、事前にご家族、また自主防災会等で確認していただきながら対応をしていただきたいと思いますとおっております。

なお、前の8月26日日曜日ですけれども、自主防災組織の地区リーダー研修会がサンサンホールでありました。これは地区リーダーの防災意識、また防災知識を高めることを目的としまして、研修内容として、避難所の運営ゲームを活用して、避難所の開設とか運営についての基礎知識を身につける研修でした。当日は、上志比地区、永平寺地区、松岡地区、また各学校の先生なんかも参加し、70名近くが参加されました。7月には、第1回目として永平寺開発センターでも行っております。

こういったリーダー研修会ですけれども、これを毎年定期的に行っておりますし、また、ことしの秋以降には、県指導によるリーダー研修会がありますので、またその際には自主防災会を通して、リーダーの方に参画というか参加していただくようなことを考えております。

また、先ほど町長も説明しましたが、御陵地区の自主防災連絡協議会では、この協議会独自に、自主企画により、その組織リーダー、またその構成員の研修というんですか実践、そういったことを訓練としてやっている。そういった報告も受けておりますので、このように日常の訓練、研修を通してそういう意識の高揚、またそれぞれの地域での活動というか、そういったものを高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ありがとうございます。

けさ、テレビか何かで、地域の防災組織が町の災害対策本部を動かして、災害から地域の住民を守ったという、何かちょっと耳に挟んだんですけど、そういうようなことがあります。本当に地域の防災組織、私は大切だと思います。町はやはり密接な連携ですかね、絶えずその情報の交換とかそういうようなことをしておくべきだなと思っております。

やっぱり地域の、その地元の人が地元のことを知ってるというんですかね。だから、先ほどちょっと言うのだったんですけど、新しい庁舎を、支所を建設するというけど、あそこは以前、河内川が氾濫して、もうちょっとで役場が床上まで来るような水害があったんです。そこに何か支所を建てて避難所をこさえるという

んですけど、やはり非常に危険です。皆さんは多分ご存じないと思うんですけど、ちょっと私、職員時代に、ちょうどそのときにそれに出くわしまして、いろんな方に役場寄ってもらうんですけども、役場に集まらない状況があった記憶があります。だから、そういうようなこともあるんで、地域のことは地域の方がよくわかってるので、ここが崖崩れするのでここが危ないぞとわかっております。

だから、地域防災組織、そういうようなことを大切にし、常に連絡をとって、ここ安全やろう、ここは安心やというところはないと思いますので、できるだけ早目早目の手を打つことも大切だと思いますので、今後ともひとつよろしく願いしたいと思います。

この7月、私たちの選挙運動期間中に大雨警報が発令され、町では避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。この場合、この避難に該当すると思われる、どういうんですか、一般に弱者ですか、どのように行動をすればいいのかなというのをちょっと考えてみたことがあります。自助か共助か公助です。

当時、私の集落では、区長がどうしようというようなことで相談も受け、私もこういう経験があるところから、この該当すると思われる人に、あなたはどうか、避難をしますか、それとも自宅にいてどうしますかということ、いろんなことを尋ね、親戚や近所の人との連携を確認して対処したということをしました。

そして、その明け方の4時ごろだと思いますが、大雨警報が解除となり、同時に避難準備・高齢者等避難開始が解除されました。それと同時に、避難所も閉鎖するというようなメールというんですかね、何か放送もありました。そして同時に閉鎖されましたんですね、あの避難所が。警報解除と避難準備の解除と同時に避難所も閉鎖してしまったら、そこに避難している人はどうすればいいかなということが考えられます。これも真夜中の4時です。真夜中というか明け方ですかね。あしたの4時にもう避難所閉鎖しますよと閉鎖しちゃったら、避難していた人はどうすればいいんですか。うちへ帰るにも帰られずということがあるんですね。そういうようなことをちょっと考えてみたんですけど、どうですかね、避難を開始するときに自力でできん者やら家族の助けがない人たちは、それから避難所へどうやって移動させるかというようなことや、それから。

災害が発生したり非常事態については、もうああもこうもない、ば一っとやるんですけど、予測されて、これからわかりませんから「避難開始ですよ」「避難してくださいよ」と言うだけで、その後どうしたらいいかというのがあるんです

ね。そんなことを予想、予測されるとき、それから、避難所をもう閉鎖しましたよと、こんで終わりですよといったときに、自宅へ帰るのにどうやって帰ったらいいかなというような。日中ならまだしも、真夜中です。

こういうような問題が町では想定をされているのかどうかをちょっとお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） まず、避難準備・高齢者等避難開始情報の件ですけれども、これは高齢者だけでなく、子どもや妊婦さんなど、安全に避難するために時間を要することから、自分の命はみずからが守るという自助、また、特に要配慮者をしたほうがいいと思われる方については、ご近所、また地域の方、いろんな、各福祉委員さんとか民生委員さんとかの声がけ等も含めて共助という形で早目の避難を行っていただきたいというふうにご指導させていただいております。

また、町としましては、そういう情報を発信した場合には、できるだけ明るい時間に、また危険を伴わないようにということを配慮して、午後3時ごろまでに発令をさせていただき、避難所の開設を町のほうですというふうに対応しているところでございます。

また、7月7日の台風7号ですか、これにつきましては、当時、避難所を計6カ所開設しております。そのうち2カ所の避難所、永平寺開発センターに3名の方、またやすらぎの郷に4名の方、計7名の方が避難されました。

翌明け方、午前4時22分に警報が解除となり、この避難準備情報も解除をしたわけですが、当時、避難者のいない、6カ所のうち4つの避難所については閉鎖しております。当然職員もいましたので。また、2カ所については、避難されている方がおられましたので、その4時発令以降の天気状況、また本人さんのご意思というか意向等も踏まえて、その避難所を出られるというか、迎えに来る、そういったことが終わった後、最終的には5時30分ごろに避難所を閉鎖するという形にさせていただきました。

また、先般、台風20号のとき、暴風警報が出ました。その際には、町としては避難準備情報、もう暗くなってましたので出すことはしませんでした。町内に3カ所の自主避難所を開設しました。これについては、自主防災会の会長さん、また区長さん等に連絡して、避難情報は出ておらないですけれども、心配される方、また避難を要望というか、される方については、避難所を3カ所を設けてますのでご利用くださいという形で、実質的には1名の方がご利用され、明け方ま

でおられたということを報告させていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 避難所を解除するときには、大体警報が解除されたら合わせて出します。

実は今、気象庁もなかなかその解除をしなくて、晴れていてもというときがあります。もちろん避難所を閉鎖するというのは、もう皆さん、安全ですから避難しなくてもいいですよ、もう避難する必要はないですよという意味で、避難されている方につきましては、やはり夜中とかそんなんでしたら、現地に職員もいますので、本部のほうからも、その避難されている方が、もしあれやったら送って行ってあげてほしいとか、そういった旨はしっかりと伝えてあります。

ただ、避難されてないところについては、職員がずっと、約2名ほど張りついでますので、そこは閉鎖して帰ってもらえればいいですよという。張り紙はしますが、閉鎖しましたという意味合いです。

今回も、本部のほうから避難されている会場につきましては、しっかりと最後までメンテナンスをお願いしますという、高齢者の方が、やっぱり避難される方が多いので、そのことはしっかりと対応させていただいております。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） ある人が、「避難したら、夜中に閉鎖されるんだけどどうしたらいいんやろう」と。それは実際でないですけども、そういうことを聞かれたもんですから「それは大丈夫や」と言ってたんですけど、改めて一遍町の姿勢をお伺いしたいと思って質問させていただきました。

非常にこの災害対策、万全というのは、最近、ほかの議員さんの質問にもありましたとおり、町も万全は無理やと。それは絶対無理やと思います。だから、いろんなあらゆることを想定し、その準備やら訓練は常に行い、町民の安全、安心に尽くされることをお願いいたしまして私の質問を終わりたいと思いますが、最後に、災害に備えるために町民にはこんなことがあればという所見があれば、なければ結構です。あれば、ひとつお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これはいろんなところで申し上げてますが、自助、共助、公助の確立というのが大事で、自助というのは、まず自分の命を守る、備えもしておく。頭の上に何か落ちてくる物がないかなど。まず生き残る、そこで自助。そ

して災害が来たときには、避難所に来てくださいというのではなしに、玄関をあけたときに目の前が川になっていたときには垂直避難、自分の判断、これが自助だと思います。そして共助は、一通り落ちついたときに、みんな助け合う、地域で助け合う。これは自主防災を中心に助け合う。ここが共助。そして避難所、二次避難所に来たときには、もちろん行政の公助、共助が機能する。

これは、やはり自助、共助、公助がお互いに何をしなければいけないのか。自助でしなければいけないことを公助に求めたり、公助の立場の人が自助に求めたりでなくて、それぞれの立場が何をしなければいけないのかということをしつかり理解いただくというのが大事かなと思いますので、これからはしっかりとそういった防災の精神というものを皆さんに伝えていって、いざというときにはみんな助け合える、そういった環境をつくっていきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 6番、齋藤君。

○6番（齋藤則男君） 町長としての立場、また防災士としての立場でご発言をいただき、まことにありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時01分 休憩）

（午後 2時09分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、2番、上田君の質問を許します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、私の一般質問をさせていただきたいと思います。

今回、3つの質問を用意させていただきました。

前々から私が思ってること、また前回は、新教育長になられて、いろんな教育についてのお問いただしをお願いしました。それで、その後編というんじゃないんですが、続きとして、やはり公民館活動、そういうものは大事だということで、あえてまた再度質問させていただきたいと思います。住みたくなるまちづくりは公民館を拠点とした活動からというのが1点であります。

それから2点目です。これは住民の、町民みんなですが、やはりいろんな生活をする上で健康づくりというのが一番重要かと思っております。それと高齢者対策は待ったなしですよという観点から、ひとつ2問目をお願いしたいと思ってお

ります。

3問目です。これは、変わると、小学校教育が。2020年、教育の要項が変わりまして、それが変わってきます。その中で、先行して福井県がやっている部分もあるので、それについて、当永平寺町はどのような動きをしているのかというのを質問させていただきたいと思います。

この3点でお願いいたします。

では、最初のところです。住みたくなるまちづくりは公民館を拠点とした活動からということであります。

住みたくなるまちというのは、やはりその地域、私ですと京善という集落に住んでいます。ですから、「住みたくなるまち、地域、集落はどんなの？」と聞くと、やはりいろんなアンケートをとっても、「安心して、そして楽しく、そして個人的にも充実していて、また生きがいを持って、そして健康で」と、ある面ではいろんな形でその住みたくなるまちというのが出てくるかと思えます。そのように住みたくなるまち、要は暮らせるまち、これが地域社会ということ言ってるんだろうと思っております。

そして、その地域社会というのは、自分たちで描いた自律——自分を律する、この自律ですね。自律のまちづくり。そして住民主体、そこに住んでいる方々が主体となったまちづくり、これはやはり「住民自治」という言葉に置きかえられると思うんですが、そういうまちであろう。そして、その住民自治の基盤をつくるものとして社会教育というのが、今、最重要視されている。今の時代になってその社会教育というのが新たに注目を浴びているというふうに私は思っております。

その社会教育はどんなんということ、社会教育法に、これはざくっとして、戦後、教育法を制定されたものですが、第2条は「主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動」、漠然としているので、なかなかつかみどころがないんですが、5条には1から19項目にわたって、こういうものにかかわるもの、こういうものにかかわるものというのを一応19項目うたっています。これはちょっと省かせていただきますが。その住民自治を支えるものということよく言われるんですが、その住民自治を支えているのは何か。それは人と人とのつながりであったり、また仲間同士や住民相互のつながりというものが基盤にあり基礎にあって、その住民自治を支えている。そして、そういうものを大切にする機会や場を設定する、お膳立てする、そういうものが公民館であるという

ふうと言ってるんだと思います、その19目の中には。

やはり地域の居場所であったり、その地域のコミュニティセンターであったり、先ほど同僚議員の中に、認知症があったら認知症カフェがあるとか、そういうふうな形の気楽に集まれる。例えば今、えい坊館ができました。そのえい坊館のテラスには、コーヒーの1杯がちょっと飲めるよ、そういうふうな形でのその動きですね。あれは新たな公民館だと私は思ってます。何も、行って文化活動をするとか、詩を朗読するとか、本を読むことが公民館ではない。だから、先ほど言いましたが、公民館の役割は何かというと、新たな役割が出てきますよと、それが核として、そして拠点としての位置づけを公民館はしないといけないというふうに私は思ってますし、今それが言われていると思ってます。

もう一度行きたいと思います。その機会や場が公民館としての第1つ目の役割、一番最初の役割はそれで、その地域の居場所づくりであったり、ある面では子どもの居場所づくりであったり若者の居場所づくりというものを、今は第一の役目というふうに思ってます。

そして、その集まりや活動、それはいろんな動きが出てくるとは思いますが、ここでお茶を飲むこともしかりですが、それを結びつける、またはコーディネートするのが2番目の、2つ目の役割、目的。

そして、先ほどの最初に戻りますが、安心して楽しく、そして暮らしと結びつける身近な生活や地域課題とそれを結びつけていく、その集まった人たち。例えば若い世代のお母さんが子どものことで集まったんなら、それは、この地域の方はどうやって子どもを育てているんやというふうな形での地域課題というんですかね、身近な暮らし、生活と結びつけていく。そういうものに気づかせていくのが第3つ目の公民館の役目だと思ってます。

そして、そういうふうな培ってきた機会や場に集まった人々、人と人のつながり、その方々が力を合わせる。合同でいろんな、何か催し物をするとか一緒にやる。それから知恵を出し合う。それは企画立案していくことですね。そういう知恵を出し合う。そしてみんなでどうしようかというのを決める。これはその行事であったりそういうものを実践していく。そして、そこに住む皆さん、みんなが自分たちの地域であったり、あるいはまた小さい村であったり、小学校区なら小学校区の単位のビジョンづくりを取り組めるような、仕掛けと言うとおかしいけど、そういうものをやっていくのが4つ目の役割。

要は、段階的に公民館はそういう役割をしていくのが必要というふうに、今の

情勢の中ではなるんじゃないかと思ってます。住民がみずから治める住民主体の地域やその集落、区を目指して、住民がみずから考え、そして話し合い、学習しながら主体的に決定していく過程が公民館の原点というのが言われているというふうに私は、今の情勢の中、これは公民館の歴史を見るとわかるんですが、先ほど町長もちょっと指摘されてましたが、戦後、荒廃した地域の中でどのように地域を立て直すかという中で、公民館の役割の位置づけ、それから高度経済成長の中で、個人個人の趣味であるとか、個人個人の、どういうんですか、充実した人生を送るための、ある面では生涯学習、ある面ではその価値観というふうになってしまいうんですが、そういうふうな形での公民館の変遷があります。それで生涯学習という形に変わりました。

そして今、その中から、高度経済成長が終わって世代が変わって、その親の世代が第1世代、例えば第2世代とすると、その高度経済成長に子どもさんたちがいた、または復興期を済んだ後の世代が今の世代になっている。そういう中で、ある面では社会現象。例えば、今もたまにテレビで出ますが、親と子の中で、ある面では殺し合いがある。言葉は悪いですが、そういうふうな家庭内暴力があったりとか、また地域でいろんな形の、自分たちが思ってもみないような事件が起きたりとかそういうことが発生する。そういう現象の中から、今、先ほど言った、時代とともに担ってきた公民館の役割が変遷しているというふうに私は思ってます。なぜ現状での公民館での活動は、どういうふうに要請というんか、今の時代は要請してるのかというのは、やはり検証というんですか、調べて、それを表に出していくというんか、そういうのが必要だと思っています。

そこで、質問に書かせていただきましたが、当町の公民館の現状を見ていただいて、生涯学習、生涯学習課になってますが、生涯学習というところの定義はどのように町は考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 生涯学習の定義についてということで、社会教育法第2条で定める社会教育は、先ほどのように、主として青少年や青年に対して組織的に行う教育活動の一つとされていますが、生涯学習につきましては、学習者の観点から、人々が生涯に行う学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動または趣味などのさまざまな場や機会において行うあらゆる学習ということで、基本的には同じと考えておりますが、生涯学習のほうがより広いものとして考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、その次に書いたんですが、定義に基づいて、現状の中から、公民館の活動はどのようなものが今ありますかという現状ですね。それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 現在の活動ということで、大きく6点ございます。

まず1つ目としまして、放課後子どもクラブと連携しました放課後子ども教室などで、保護者を含む地域ぐるみの子どもたちの教育支援活動の取り組みの支援。2つ目としまして、地域の学習拠点である公民館や図書館の充実など、社会教育振興の支援。3つ目としまして、青少年の健全育成のための取り組みの推進。4つ目、音楽、文化、その他芸術の活動の推進。5つ目、男女共同参画社会の形成に向けた活動の振興。6つ目、スポーツや健康づくり活動を推進する活動ということで、大きく6つと認識しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それは、定義に基づいた活動内容はその6つですよということですね。

現在、この中で、公民館という中で行っている活動は、定義はこの中にありますが、現実的にどういう活動を行っているんですかとお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 公民館といたしましては、まず公民館講座の皆さんの活動で、生涯学習課の業務になりますが、公民館運営協議会ですとか社会教育委員会も一部公民館活動について諮問をするというようなことで、そうした事務局的なものも生涯学習課でやっております。

公民館自体の活動としましては、町内7つの公民館がございますが、それぞれの地区公民館で公民館の企画講座等を企画しまして、それぞれ地域に応じた自主的な取り組みということで、地域の方々を募集しまして講座とか研修などを開いております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私、何でこういう質問をさせていただいたかというのは、先

ほどちょっと説明の中で言いましたように、公民館のあり方がやはり変わってきてるんじゃないかということ指摘させていただきました。歴史的に見ても、先ほどちょっとざくっと触れましたが、社会教育の中で、戦後荒廃した中で、どのように、さっき言った、やっぺいこうか。それから、その急激な社会構造の変化の中でそういう生涯学習。先ほど起点にありましたように、生涯にわたっての学習云々のそういうものの講座を開くというのが主になってきました。それは時代がそれを要請したんですね。そういう個人の中でそういうのをやっぺい充実させていこうと。それは日本国民がみんな都会へ流れて行って、都会で会社勤めして、その中で自分の生きがいはどこかで見つけたら、例えば趣味の講座だったりとかそういうの、そういう考え方がずっと地方にまでおりてきたというのが今の現状であって、国がそういう方向転換をしたからそうになりましたということです。

その中でいろんな社会現象が起きてきました。その社会現象の中で、平成10年、14年に、その地域コミュニティであるとか地域づくりというものに国もシフトをしてきたんです。だからそういう観点から、先ほどの、今いみじくも課長が言った第2条の中で、青年なりそういう人たちが組織的な動きをしていくというのが社会教育のあれですよ。その中には、1から19項目にいろいろ書いている。それが大きくざくっと分けるとそういう6つになるということから、ある面では、そういう本来の2条の動きが今もやっぺい求められているのでないか、要は時代がそういう要請しているのでないかというのを言いたいわけです。

そこで次の質問です。要は、そこでのそれぞれの、先ほど言った集落であったり、そういう地域の課題は、教育委員会として、生涯学習課として地域の課題は何かというのを大体どのように、大きく分けて捉えているかをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） 現在の本町の公民館に関する課題ということですが、大きくということで、公民館活動を含めまして、社会教育に関する若い方々の参加者が少ないということで認識しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 大きく分けて、若い人々の参加だけですか。もうちょっと何かあると思うんですが。

○議長（江守 勲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂下和夫君） もう1点ございます。社会教育事業を牽引するリーダー、実際に活動するための人材が不足していると考えます。

現在、公民館や社会教育事業で活躍いただいている皆さんにつきましては、大変熱心に多様な取り組みを行っていただいておりますが、いずれも若い世代の皆さんが余り加入してこないといった悩みも抱えているのが現状というふうに思っています。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、ざくっともう一緒になったと思うんですが、何を求められているかという、その地域では、やはり今おっしゃったように、若い世代がなかなか活動に参加できない、それからリーダー的な者が養成されていないというのがありましたね。

先ほどのことで、ちょっと年代を見てもらえばいいんですが、私は今60代ぐらいで、高度経済成長の始まりの真ただ中に子どもから生活をした世代です。もう一つ前、僕たちの親の世代というのは戦後復興期の世代です。今は、若い世代も含めて、リーダーも含めてゆだってないという世代はどういう世代かというのはやっぱり見ないといけない。その人たちが、僕たちの概念で、僕らのときはこうやったから何で集まってこんのやろうという見方をしても集まらないというのが現状だというふうに思ってます。ですから、今何が求められているかというところで、その公民館、後でもちょっと触れますが、地域の公民館と集落での、いろんな集会所でやっているような自治の活動、それとの連携もちょっと聞かなあかんのですが、そういうふうな形が私は必要だというふうに思ってます。

それで、そこからちょっと引っ張ってしまって申しわけないんですが、では、今から公民館に求められる、期待されるものは、今の現状の永平寺町の教育委員会として、行政として、例えば役割はどういう役割があるのか、組織はどういう組織体系がいいのか、また支援はどういう支援をしたらいいのか、そういうものが、もしも今思ってるものがあるんであればちょっとお示しただければ助かります。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 若い人の参画でも、いつも上田議員こういうふうに公民館の提案もしていただけてますし、私たちがやっています。

今回、教育長ともお話ししたんですが、1回、その若い人たちが参画するため

にアクションを起こそうと。議論で「こうやってやったら若い人たちが来るよね」とか、先ほど上田議員おっしゃられた、新しい人たちに運営をしていただく。きのうもちょっと町会議員の立候補の投票率の、若い人の参画の話もありました。今までやってきた方で入ってもらうのではなしに、若い人たちの発想でやってもらうというのをやっていこうと。

実は、こういった若い人たちがなかなか参画しないという議論は、もう10年、20年とたっていると思います。その当時も「どうしたらいい?」「どうしたらいい?」という議論だけで。20年過ぎてしまいますと60歳やった人も80歳になってしまっている。実はそこにはまだ新しいメンバーが入ってきていない可能性が、少ししか入ってきていない。

じゃ、どうしたらいいかということで、この前教育長とお話したのが、とりあえず趣味の、先ほどから何度か「上志比でもこういうことをやったらいいね」と言ってるんですが、趣味のリーダーみたいな人、例えばプラモデルでも何でもいいです。大人のプラモデルづくりの好きな人がいて、その人が中心になって仲間を集めていただく。公民館でそのプラモデルでまた仲間を広げていっていただく。それが文化祭とかいろんところで展示をしたり、どこかの発表会に行ったり。そうした中で、「じゃ、次は公民館活動でぜひ一緒に入って、もっとほかの趣味も盛り上げよっさ」とか、そういうふうなことをしていく。何かこうしたほうがいいのかという議論ではなしに、教育長と話してたのは、実際に1回アクションを起こしてみよう。まずはそういう趣味のリーダーとなる人を、いろいろな人、さっき言ったネイルでもいいです。女性やったらネイル。ちょっと僕らでも、もう次の世代になってしまいましたので、もっと若い人たちにそういったことに参加してもらって、まず趣味の場にしていこうというふうに話しています。ただ、これも公民館の関係者の皆さんとしっかり話をさせていただいて理解を得なければいけないと思ってますが、そういうふうになりたいと思います。

最初、上田議員からあったこの2条についても、当時はやはり若い人たちが多くて、趣味もなかなか、まだみんな頑張らなければいけない時代だったんであれでしたが、だんだんだんだん高度経済してくることによって趣味の多様化、もっと細かくなっていったと思うんです、自分のしたいことが。それが次の段階に入りますと、今はどちらかというと高齢化が進んできて、先ほどから何度か福祉と公民館のコラボレーションとかそういった話になってます。

実はB&Gも、最初は日本財団は青少年の育成でああいうB&Gの体育館とか

を建てていったんですが、今ではそこを、B & Gの体育館とか建物を地域の核となるような、そういった施設に使ってくださいという方向転換も数年前からしてきています。そういったところには日本財団が支援していきますよというのも出てきてまして、やはり時代の流れにもしっかり乗っていかねばいけませんし、何かアクションを起こしていこうと思っておりますので、ぜひ上田議員も。僕も上田議員も世代がちょっと。もう僕も若い世代ではなくなってきたという自覚を持たないと次の若い世代が育たないと思いますので、しっかり次の世代を自由にさせてあげるといふ、何かそういったことができればいいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 上田議員はこの議会の席で常にこういう公民館というふうなことを、建設的な意見をいただいているということは、私は、ある意味で公民館の応援団というふうな、そういうふうな意味合いを持って捉えています。

それで今、経緯のところで、安心して楽しく生きがいを持って暮らせる地域、そのためには、住民が住みたくなるまち、それを実現するために社会教育が必要だと。そして人と人とのつながり、結びつきを、そういう機会、場所を設定するのが公民館だというふうなことを言われたと思うんです。私もおっしゃるとおりだと思います。こういうふうな公民館活動というのが私は理想だと思います。

それで、町長が指摘されましたように、やはりまず今、地域にそういう公民館活動に参加する若い人がいるかどうかということなんですよね。全て若い人といっても、私、松川議員の質問に対して答えた若いという年代は、20代、30代ではないんですよね。50代、40代の町民の参加がないという、ここが非常にまた大きいポイントじゃないかと思えます。

それで、幸い上田議員も公民館運営委員になっていただいておりますので、これからいろんな意見をいただきながら、どうにかしてその若い人材を発掘して公民館活動に参加させるというふうなことを、何かいい考え、アイデアをいただければというふうに思っています。私も個人的にそういう教え子がたくさんいますので、ちょっと言葉がけはしているんですけど、なかなか具体的ないい案が出てきませんので、またそういうところから建設的な意見をいただければありがたいと思います。

これ、松川議員の質問の中に、現状の公民館活動ということで、それぞれ主事3人がそろい、本当に意欲的に取り組んでいるというふうな話をしたと思います。

実は永平寺公民館で、近々だと思んですけど、家族葬についてということで、アスピカホールでそういう研修会をやるというふうな企画もあります。非常にこれ、一つ例として挙げたわけですけど、ユニークですよ。これは若い人の参加とはちょっと違いますが、そういう発想をいろいろ変えて本当に斬新な発想で若い者を取り入れるということ、これからの公民館はやっていかなければいけないというふうに私も感じてますので、また何か建設的な意見がありましたら、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 先ほどの問いの中で、役割とか組織とか体制支援、財政支援というのは、おいおいまたお示しいただけるとして今はここで要求するものではありませんが、先ほど冒頭に私言いましたように、その集まり、町長がアクションとおっしゃってました、そのアクションをできる場、場所が必要なんですね。なら、今の公民館はその場になり得ているのか。

例えば一つ例を出します。うちの南地区公民館はありますが、常に閉まっています。誰もおりません。そして、行ったところで何もありません。

しかし、ちょっと例を変えます。えい坊館、あそこはテラスでコーヒーを飲もうと思ったら飲みます。だから、私は、ある面では体制支援の中には、例えば永平寺町内で7館にするか3館にするかはあれですが、それは小学校区につくるか中学校区につくるか、またその地域の中で4つにするか5つにするかは決めていただければいいんですが、常にそういう集まるのが気軽にできる場。行ったらそこに誰かがいる、行ったらそこでちょっとコーヒーでも飲む。そのコーヒーのやつを、ほんなら仮にインスタントコーヒーを置いて、来たら誰でも飲みやというふうな形でそうさせてあげる。そういうふうな場の設定、そしてそこで話ができる、まずそういうやつをつくらない限り、それは、アクション起こして「若い者おいでや」と言うて、「なら、どこで集まるんや」と言ったら「何月何日の何時からそこに集まっておいで」って行ったら、まず自分で鍵あけるんかどうかわらんけど、そういう場の設定じゃなくて、ふらっと立ち寄れる地域の居場所であったり若者の居場所であったり、子どもが常にわいわい、例えば放課後児童クラブと一緒にあったっていいと思うんですよ。その公民館の中でやるとか。そういう形の居場所づくりをまずする。そのためには、町が人材と財政とその機構を確保してなきゃだめだというのが大前提にあるんですね。

そうすると、先ほどの社会教育法の2条の中、また5条の1から19を見ると、

そういう場の設定なり館なり、そういうものを設定しなさいとなっているはずで
す。ですから、それをぜひまず取っかかりとしてお願いしたいのが1点。

それから、公民館のあり方、例えば専門的な見地から、ある面では分析して、
今の永平寺町はこういう時代、また世の中の時代の中から、こういう中から、や
はり当然アクションも一番大事ですよ。大事ですが、きちっとそれは、いつも言
ってるんですが、明文化して、図式化して可視化。見れば図面ですぐわかる、公
民館はこんな動きやなというのが。そういう具体的なものを、例えば検討委員会
というものを設置しながら、よく言われる牽引する部門でそれをきちっとつくっ
ていただきたい。それは私、やはり要望しながら思っているんですが、そこらあ
たりはいかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、若い人たち、アクションを起こすというのは、こうい
ったことが公民館なんだというのをわかってほしいというのがあります。

もう一つ。若い世代は昼間働いております。ただ、趣味ですと、人って結構遠
いところにも行ったり、余暇の活動で仲間づくりだったり、そういった中で本当
に、ちょっとマニアとかいう言葉ではどうかわかりませんが、そういう好きな人
たちの集まりをまずつくる。今度、そこに集まってきた中で、「もっと集まれる
場所が欲しいよね」とか、そこに集まってきた方々の、今度は広い公民館に対す
るニーズを捉えた中で、そういった場所の設定というのはいいかな。まず参加を
してもらおう。仕事を終わった後でもちょっと参加してもらおう。土日は別に公民館
を使わなくても、みんなでどこかへおいしいものを食べながらちょっと、オフ会
というんですか、今のはやりのオフ会をやってまた仲間を集める。そういった環
境づくりもいいかな。そういったのがいっぱいできてくる中で、じゃ、もっと交
流しようとか、そういった話になったときには居場所、そういうみんなが交流
できる場というのが次の段階かなというふうに思います。

ただ、今、既存の利用されている方、そういった方々に対しては、気軽に来ら
れる、来れる、またいろんな方と交流できる。例えば中央公民館ですとロビーの
場であったり、そういったところをちょっとそういう場にするとか、そういった
ことをやっていきたい。

やはりこれから、公民館の館長、公民館主事、また公民館の関係の団体の皆さ
んがいますんで、行政からはこういうふうにとお願いはしていきたいと思っ
てますが、そこが主体となって決めていく、やっていく、そういったことも公民館

の自主性という中では大事ななとも思っていますので、これは結構やっぱり難しい問題です。教育委員会からここへ行こうとやるのではなしに、自主性というのも求められてくると思っていますので。

ただ、私たち、この議会、上田議員とかいろんな議員さんからのいただいた提案はしっかり、私たちも思いは一緒なところも多々ありますので、こうやってやってみませんかとかそういった提案はしっかりさせていただこうと思います。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それと、もう一つ提案させてください。

その問いの中にもあったんですが、地区の集落センター、要は、先ほど教育長さんの話もありましたように、当然地域の若者もそうですが、集落での若者世代の集まり、参加も少ないということであれば、行政が持っている地域の公民館と、各集落の集会所がありますね。それとのタイアップをやっぴりきちっとしていただいて、各集落もそういう若者不足を一つ求めているのであれば、タイアップの中で、例えば集落で、仮に京善のところの集落で住民の方がお願いして、わかったよと、若い子どもが、ほんならその集落センターを使うことに関しては自由に使わせて、ある程度、その鍵の貸し借りもありますが、使っているよと。そこであれば、ある面では、その限られた時間が、極端なことを言うと、例えば先ほど町長が指摘していた、仕事から帰った後からでもそういう場所が設定できる。だから、それは公民館の、先ほどのその可視化する中で、地域の公民館とその集落でのパイプというか、やりとりもぜひつくっていただいて、そこで少し解消できるかもしれないということで、ぜひまたそれもあわせてお願いしたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

一応1問目は、最終的にはそういうものをぜひとも図式化しながら、明文化しながらやるのと、それをぜひお願ひしたいというのを切に申し上げたいと思ひます。

何か、ならそれでよろしいですか。——はい。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） では、続けて2番目の質問に移らせていただきます。1番目は、ぜひそういう意味で、公民館のあり方については、今ほど町長のご発言にありましたように、アクションを起こしてやるということ。そのアクションが起きやすいようにその居場所づくりを、必ずつくって、それを町としてきちっと明文化して出してほしいというのが大きな願ひです。

2問目です。住民の健康づくりと高齢者対策は待ったなしということで質問させていただきます。

永平寺町の保健計画「永平寺 元気、長生き、11プラン」は、住民が住みなれた地域や家庭で、健康に生き生きと安心して暮らすことができるまちを築くことを目標にして「元気、長生き、11プラン」、要は保健計画が、もう7年前になりますかね、本当は5年で改訂しておったんですが、今は7年前になっていると思いますが、設定をされました。

そして一応31年、来年、新たな保健計画が策定されるということで、今までの活動の検証を、ある面ではみんなと一緒にできればと思って、全てはできないんですが、若干なりともできればと思って今回用意させていただいています。

国民成人の大半が生活習慣病で、多くの病気はこれに起因しているというふうに言われていますし、現実にもそうなっていると思います。

健康づくりは本人のものでありますが、町民の健康を守る義務は町側、要は行政も一役を持っているということ、やはり基本にしていただきたい。当然そのように考えていただいてそういう保健計画はつくっているわけですが、基本がある、その基本の中には、義務は町にもあるということをやはり思っただければと、住民もそのように考えていかなければならんと思っております。

病気の早期発見につながる各種検診や健康づくりは、個人の生活の質の向上や自己実現、さらには健康づくりの運動を通して、それが地域づくりであったり、先ほど言った人と人のつながりであったりそういうものにつながっていく、つなげていく、そういう動きをぜひ健康づくりの中に見出せたらなというふうに思っています。

問いです。保健計画「元気、長生き、11プラン」の活動を総括していって、その中で健康増進事業というのとか健康教育事業、そして地域組織活動事業というのが大きくうたわれていたと思います。それについてお聞かせいただきたいと思うんですが、その「元気、長生き、11プラン」の重点取り組みとして、11条の中から、ある面では、その計画を進める段階で野菜を食べよう。これは11条の中の1条、2条、3条が当てはまります。それから、運動をしよう、要は少しでも体を動かそうというのが5条とか6条に起因しています。そして健康の、特定健診も含めて、がん検診も含めてそういうものを受けようと。10条、11条ですね。それを大きな動きとして、それぞれの課題課題の取り組みをしてきました。それには、先ほど言いましたその3つの、大きく分けると、健康増進事業

とか健康教育の事業であったり地域の組織活動の事業であったと思うんですが、その3点に分けて、今ほど、もう計画が終わって新しい計画をつくりますので、それについてご所見というか、見解というか、課題、成果があったらお知らせいただきたいというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） ありがとうございます。議員には、いろいろ委員として活動いただきまして保健計画推進にご尽力いただいておりますこと、ありがたいと思っております。

推進協議会でも報告、それから評価、検証をいただきながら現状まで取り組んできました。

まず、健康増進事業として申し上げます。

がん検診の実施と受診率の向上を図るということで、健診カレンダーの配布、それから、がん検診ですよという個別通知、広報、ポスター掲示などなど、また各地区の保健推進員さんの直接のお声がけということで周知をしてきました。

また、住民生活課との連携ということで、特定健診と同時に実施すること。それから多くの方が受診していただけるよう、休日の健診日、それから女性だけの健診日を設けました。健診会場で健康器具を使って、それから楽しみながら自分の健康状態を知るというコーナーをつくってみたり、11からだ体操教室を実施したりということで、健診しやすい体制づくりというものを主として行動してきました。

未受診者や要精検者、こちらの方に対しては、電話や通知で受診勧奨をとっております。特に最近では大腸がんが増加しているということで、出前教育や広報紙で検診の重要性や大腸がんの内容についてお知らせして勧奨するというをとっております。ただ、残念ながら目標の50%には達しておりません。今後は、公民館講座、それから中学校、商工会、それからシルバー人材センターなど、幅広い年齢層の方に周知できるような体制をとっていきたいと思っております。がん検診を受けるということは、単に個人の健康状態の問題にとどまらない、これから将来について、特に団塊の世代については将来を担う影響が大きいんだということを周知しながら受診率向上に努めていきたいと思っております。

それから、健康づくりポイントカードについてもお話しさせていただきます。幼稚園とか小中学校のご協力をいただきまして、家庭での取り組みが増加いたしました。29年度におきましては、個人で200人、家族で930人という参加

がありました。健康目標の取り組みが広がっているというような実感が感じられます。今後もポイントカード事業については、動機づけとして実施していきたいということを考えております。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど、るるご説明いただきました。

私、ここでぜひ紹介しておきたいのが、たまたま私も健康づくり推進員の一人でありまして。それでこの場で町民の方にお知らせしたいのは、永平寺町の健康づくりというのは、県下でも結構大きくというんでしょうか、クローズアップというんですか、評価をいただいているというふうに思っております。

先ほどのポイント制度も、ずっと始めから終わりまで続けて、今ほどありましたように、個人200、それから家族で930人、1,000人以上がやっている。それでいろんな形での動きは県下でも評価されているというふうに私は認識してますし、県の保健センターかね、あそこの商工会議所の近くのところの担当の課長さんも、永平寺町の今の取り組みについては評価している、今後そういう形で続けてほしいというのがご紹介ありましたので、課長は言いませんでしたが、そういうふうな形で健康づくりはそれなりに頑張っているというふうに私は思っています。

それで、今後これをどんどん進めるために、今ほどちょっと課長もご指摘がありましたように、それぞれの……。ちょっとごめんなさい。一つ抜けてたというんか、やってなかったのが、当初、健康づくり推進地域を設定して進めますよという項目があったと思うんですよ。それが、今ちょっとご紹介いただけていないんですが、当初、それぞれのモデル地区を設定して、そしてその動機づけの中で、例えば私の地域だったら、ラジオ体操と体を動かすのと野菜を食べるやつを、それをその一つの地域のあれにしましょうとか、子どもを含めたラジオ体操、そういう健康づくりを村でやりましょうという動きをしてきた経緯があるので、それをご紹介いただけたと思うんですが、それはある程度その動機づけになったんですが、その地域が順繰り順繰りそれを巡回方式で行ったかという、それに対してはちょっと疑問がある、また課題があるというふうに私は思っています。

それが、先ほど言った、公民館活動なり地域活動なり仲間づくりとの連携があれば、私はそれはうまくいったんじゃないかと思って、できたら今それをご紹介いただければ、それもあわせて紹介しようと思ったんですが、そういう形です。

今度、新しい、また来年の3月ですかね、4月につくる形になっていると思います。そこで、この中でもこういうふううたってるんですが、推進に当たっての役割のところ、その推進体制の整備とか、それからそれぞれの地域、それから団体、そういうふうな部署ごとでの働く役割、行政としての働きがありました。この中にぜひとも、地域づくりと関連できるようなものとか、また、先ほどの子ども、小学校、家族別とかいろんなのをやっていますが、そういう形の推進はどうしていったらいいかというの、ぜひこれにあわせて書いていただくと非常に助かると思います。

その続きのこととして、その続きの中で、第三期の永平寺町国民健康保険特定健康診査等実施計画がことしの3月、30年の3月にこういうふうに示されてます。それについて若干お願いしたいと思います。

生活習慣病が死亡の原因の6割、医療費の3分の1を占める。それは先ほど言ったメタボも、私も含めてそうなんですが、メタボも含めてですが、生活習慣の改善を図り予防対策をする、始めなくてははいけない。それは、先ほどの保健計画にも連動するんですが、国保との関係、それから特定健診も関係しますので連携していただきたいということで、その病人を減らす、それが医療費の抑制につながるというふうに思ってます。現実にもそうだと思います。

それで、国保、国民健康保険の状況と特定健診の受診のいろんな情報について、例えば保険者の推移、それから医療費の推移、特定健診の受診率の推移、それから特定健診の指導の内容。それから、私も含めてメタボですが、メタボのそれ。そして目標値、例えばこれいろんな形で目標値を設定していると思いますが、それについてご紹介いただければというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは、1番から順に説明のほうをさせていただきます。

まず保険者、これは被保険者ということですね。

○2番（上田 誠君） はい、そうです。

○住民生活課長（佐々木利夫君） これにつきましては、従来ですと60歳で定年で国保に加入される方が多うございましたが、近年では60歳でもまだ現役、引退せずずっと働いてられる方がいらっしゃる、増加してきたということで、25、26年まではほぼ4,000人程度で推移していましたが、26年以降、減少傾向になっております。

ちなみに、平成21年度におきましては4,279人のところ、平成30年度におきましては3,382人ということで約1,000人近く減少しております。また、それに伴って、加入率につきましても、平成21年度21.3%だったところが、平成30年度におきましては18.1%と約3.2ポイントの減少。逆に65歳以上の高齢者の占める割合につきましては、平成21年度39.6%のところ、平成30年度につきましては51.0%と半分以上が65歳以上という、そういう状況となっております。

また、今後の見通しとしまして、2025年問題ですか、団塊の世代の方が後期高齢へ移行されるということで、また大幅な減少になるんじゃないかというふうな推測をしております。

次に、医療費についてでございますが、今ほどの被保数の減少の要件もございまして、25年度ピークでしたが、15億8,000万円。そこまでは上昇傾向にございました。それ以降につきましては、被保数の減少が大きくなったということで減少となり、29年度におきましては19億2,000万円、1億8,000万円程度給付費は減少しております。

ただし、給付費は減少しておりますが、医療技術の高度化、また診療報酬の改定、新薬等の認定等によりまして、1人当たりの医療費につきましては年々増加傾向となっております。例を挙げますと、平成20年度におきましては、1人当たり33万円の給付費でございましたが、平成29年度においては41万円ということで8万円。単純にいけますと、1年1万円程度の増加、そういうふうな形になっております。

もう一つ、永平寺町の医療費の特異性ということで、県内でも上位になっておりますが、医科大学が、この2万人弱のところ県内最大規模の病院があるということで、その影響も大きいんじゃないかということもございました。実際に通院、入院以外のレセプトの件数ですけれども、永平寺町の国保では年間3万1,000件ございますが、うち医学部の分につきましては約4,000件と13%を占めるような状況で、この数字については、担当としてもちょっと驚いている状況でございます。

当然、通院につきましても、大病院でありますと、まず初診料も高いということと、治療につきましても通常の診療所よりも、風邪とか通常のものにしても高度なものとなるようなこともございますので、今ほど計画されております御陵地区の診療所につきましては、医療費の関係におきましても何らかの国保の改善に

つながるのではないかということで、国保担当としても非常に期待しているところでございます。

次に、3番目、第二期計画の状況と評価でございますが、特定健診につきましては、全国的に60%の目標に対して、全国平均としては40%、県平均としては32%、当永平寺町につきましては37.5%ということで、県平均は超えておりますが、全国平均は下回っている、また目標値には遠く及ばない状況でございます。これにつきましては、国保のみならず、社会保険につきましても扶養家族等の受診率向上が非常に課題になっているというふうなことを伺っております。本町におきましては、受診されない方の理由としては、毎月通院しているから大丈夫とか、健康には自信があるとか、そういう方が大半でございますが、いやいや、そうじゃないんだよということを周知していきたいと、そういうふうな考えをしております。

また、評価としましては、今ほどのように受診率に届かない状況でございますので、電話勧奨、保健センターとの連携等を深めながら、対象者の意識を高めるための新たな取り組みが必要だというふうな認識をしております。

続きまして、二期計画の課題でございますが、未受診の方の年齢構成等を見ますと、男性の受診率が低く、また65歳未満の方の受診率が低いということで、全体的な底上げも大切なんですけれども、いかに男性、65歳未満の方を受診していただけるように持っていくか、これが大きな課題というふうに認識しております。

次に、5つ目、三期計画の方向性、改善点と施策ということで、全てにおいてなんですけれども、先ほど保健福祉課長も申しましたとおり、国保だけでは限度がございます。保健センター等と連携しながらやっていきたいと考えております。

従来からの取り組みとしまして、特定健診とがん検診の同日開催、また休日開催等は継続して行いたいと考えております。また、医療関係の情報等につきましても、年一、二回、保健師との情報交換に努めながら、何らかの施策につながるような形で情報の共有を図っていきたいと考えております。

それと、昨年からの取り組みでございますが、保健推進員さんの研修会にお時間をいただきまして、国保の状況、特定健診の重要性、後発医薬品の推奨等を説明いたしまして、各地区での勧奨等に努めていただいております。

また、昨年、議員さんから助言いただいた内容かと思うんですけれども、地域に出向いてという、たしかご助言いただいたと思うんですけれども、なかなか通

常業務等で困難な部分がありました。昨年で各地区のサロン等6回出向きまして、同様の特定健診、後発医薬品、保健師につきましては健康づくり等の説明を、本年につきましても既に9回回らせていただきまして、何とか底上げのほうをさせていただきたいと考えております。

また、外部団体との連携でございますが、これも昨年、商工会とのという話も出たと思うんですけれども、ことし7月に商工会の役員さんとの意見交換会のところで、健康づくりに関して、保健センターと国保担当により商工会のほうに協力、連携のお願いをして、快く受けていただいたところでございます。連携内容につきましては今後膨らませていきたいと思いますが、とりあえず商工会の会報に、保健センターA4表1枚、国保、裏面1枚というふうに、広報紙に同封していただいて啓発のほうを努めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

この推進状況をいただいて、今、課長の説明もいただきました。やはり医療費をいかに削減するかというのは、健康づくりを進めると同時に、国保というものの現状もやはりPRしていく。議会とかこういうので結構PRされてるんですが、それから広報紙の中にもされてるといながらなかなかされてない。だから、国保の現状、それから国保も含めて介護保険もそうですが、今後絡んでくると思いますが、やはり今の、当然国保の費用は、ある面では社会保険から見ましても高い。その現状は何かというのは、やはりおどしではないんですが、知らせながらやっていく。その中には、先ほどもるる、ちょっと言ってるんですが、健康づくり、今度は保健計画をつくりますから、その中に国保との連携のやつも書いていただくし、国保そのものは、今言う健康づくりの中でいかに出向いていくかというのをぜひ見ていただきたい。

それから、先ほども何回も言ってますが、公民館活動の中にも、やはり先ほどの集まりの中で、若い世代の集まる居場所づくりと、私たち、ちょっと次の世代の、今も含めて健康というものを物すごくキーワードとするグループの集まりというのを、やっぱりそれは若干違うと思うんですが、ぜひその居場所づくりの中でそれをしてほしい。その一つのいい例が、サロンでいろんな形でやってます。それとか、うちの集落でも健康講座というのを4回ほど持ってやったんですが、少ないときは三、四人しか来ないし、多くても10人までというような形で

なかなか大変なんです、やはりそれを継続的にできていけるような体制を、ぜひ支援をお願いしたいというのも含めていきます。

それで、これ、ここで紹介していいかというんか、ちょっとあれなんです、健康づくりの講座と地域の、今の、伸び町事業とかのいろんなやつでの支援がありますね。やはりそれとうまく絡み合わせることによって講師の先生を呼んでいただく費用を、当然保健師さんが来ていただければただです。しかし、ある面では、先生を呼ぶともっと費用がかかります。その費用を集落でどう捻出しようかと思ったときに、今のふるさとづくりであつたりとか地域のその連携プレーの中での一つの動きの助成、年間助成の中で、トータル金額こんだけの活動をしてます、だからこだけ補助できますとかそういうことを、ある面では、悪知恵じゃなくていい知恵を教えてあげる、そういうふうなことをぜひ保健センターも含めて、住民生活課も含めてお願いできればなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それと、高齢者対策ということで、介護保険との連動、それから筋トレも含めて、それからサロンの中で、先ほど言った、ちょっと動けるといふんか、働ける人たち対象の、当然やっただいて百歳体操とかがありますね。それもぜひ進めていただければと思いますので、その中の連携プレーをぜひお願いしたいというふうに思っています。何かあれば。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これからこの健康づくりというのは、いろんな分野との連携が求められていると思います。その中で今回、公民館の中で筋力トレーニングの部屋があるというのもそういった一環の中で提案させていただきましたが、また、やはり公民館の主体性というのも大事にしたいということで、今、そういうふうな方向も行ってます。

先ほど齋藤議員の質問でありました、やはりニンキー体育館もしっかりとそういった健康づくりの場という位置づけというの、これも教育委員会もしっかり連携をとりながらやっていかなければいけないと思います。また、いろいろな、医療費が上がってくるとかそういった問題でも、今度、町立診療所、これもまた町のほかの診療所の皆さんと連携をとりながら町民の健康づくりにやっていきたいと思っております。

僕も、町民の皆さんに健康づくりのことを言いますと、町長が健康にならないとだめだということで、今、僕も健康づくりに頑張っているところですので、ま

た上田議員も一緒に頑張っていきましょう。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） また地域包括ケアだとか総合診療所の件については、いろんな機会にぜひまたご質問させていただきたいと思いますので、お互い健康づくりに頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、3番目の質問です。変わる。変わってくるよ、小学校の対応はということで、英語、それからI o Tのプログラミングが2020年には小学校に教科として入ってきますというふうなことがこの前の変化で変わってきました。

今日、社会の国際化であったりとか職業の多様化、そういう変化は、大人のみならず子どもの生活や学校にも変化をもたらしてきていると思っています。これはある面では時代の要請、国際競争の重視というふうな形が国のほうで出てきて、学力の成果を強く求めてきているというふうに変わりつつあります。

学習指導要領は、約10年単位で改訂がされてきております。教育基本法には、教育の本質は、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成というふうになってあります。また、伝統や文化の創造も重要ですが、最も重要なのは、特に近年ですが、生きる力を養う。教育長も、まず生きる、要はそういうものの力を養うということをおっしゃってましたが、命とも言われていますが、生きる力を養うことであり、多様な個性を尊重しながら磨く学びの場であるべきだというふうに、今、国のほうも大きくかじを切っております。

しかし、文科省は2011年から脱ゆとり、ゆとりということがずっとあったんですが、脱ゆとりに転じて、さきに述べたように、国際協力重視から成果を求めてくる、そして昨年、2017年に指導要領の改訂がありました。その中に、2020年に、社会情勢や社会機構の変化から、時代の要請とされているI o T産業、それはそういう業界からの要望も含めてですが、I o Tを含む考え方や思考が必要とされる。そういう観点から、外国語である英語、そしてプログラミングの授業の強化が始まるというふうになっております。

福井県は先行して、英語については、18年度に、小学校3.4.5年外国語活動というんですかね、小6には教科化、要は教科にするというのをスタートをさせています。そして19年度からは、小学3、4年が外国語活動をし、小学5、6が教科となっております。英語ですね。そういうふうに進んでいるというふうになっていたと思うんですが。そしてプログラミングについては、当然2020年に小学校で必須となってくるわけですし、福井市では先行して、18年の10月

からことし10月から開始予定というふうに聞いております。

それで、当町の現状、教科になっての英語の教育についてはどうでしょうかというところで、現状と対応、教員の育成も含めての対応を今どのように考えていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 英語教育でございますが、完全実施につきましては平成32年度からでございます。

福井県のほうにつきましては、30、31年の2年間を先行して取り組んでおります。

永平寺町の場合につきましては、さらにもう1年前、29年度から取り組んでおります。今年度につきましても、その取り組みの内容としまして、3、4年生は週1時間、英語の授業があるわけなんですけど、年間ですと35時間、5、6年生につきましては週2時間、年間でいきますと70時間ございまして、このうちの半分について、英語講師、外部の講師の方をお招きして、予算化しまして全ての小学校7校で取り組んでいる状態でございます。

先生方の研修につきましても、全員が県の研修を受講済みでございまして、同時に校内での研修も行っておりまして、32年度の完全実施に向けて取り組んでいるところでございます。

プログラムはまだ。

○2番（上田 誠君） また後でいい。

○学校教育課長（清水昭博君） また後で。はい。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 英語のほう、たしか私もちょっと記憶にあるんですが、旧永平寺町のときに、週5日制になったときに英語をどういうふうを開始させてもらうかということで、永平寺町、合併してからもそうですが、外国の英語をしゃべられる方が学校に、総合の時間ですかね、そこで少しなり親しむということで、ある面では先行してやっていた形になると思います。

私、非常に危惧しているのは、これが教科になってくると大変なところで、例えばその差が結構出てくるとか、そういうものを、例えば今言うように、3、4年生は週1時間、5、6年は週2時間、それは教科になってくるということになれば結構、こんなこと言うたら悪いんですが、顕著に、ある面では差が出てきやすい。今までですと、それが教科じゃないですから親しむだけの話でしたのが、

ある面では、中学校に行って英語を、要は、先ほど言いましたように、時代の要請の中で必要な中から出てくる。そういう対応の中で、永平寺町として、何か一工夫が必要なんじゃないかなと思って、もしもそういうものがあれば考えていただきたいと思って、今、質問をさせていただきました。

全員の教科の先生が受けてるということですが、新聞なんかで見ると結構その先生方に戸惑いがあるよとか、講習は受けたけれども果たしてできるんだろうとか、いろんな意味での新聞広告が出てます。そういうものも含めて、当町ではぜひそこらあたりを克服できるようにお願いしたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

それから、次の質問、プログラミング、これについての取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（清水昭博君） 続きまして、プログラミング教育でございますが、これも平成32年度の実施に向けまして、県全体が今から準備を始めているという状態でございます。

町のほうとしましても、県の指導を参考に勉強会を開始しております。去る8月23日につきまして、企業をお招きいたしまして、実際のプログラミング教材、こういうものがありますよというところですけど、そのプログラミング教育について、各小中学校の先生を対象に体験する活動を行っております。参加されたのは、全小中合わせまして16名の先生方が参加されております。

実際上のプログラミング教育につきましては、大きく3つに分かれておりまして、プログラミング的思考について理解すること、プログラミングを入力する活動を体験すること、プログラミングを実際に動かしてみる活動が考えられます。

ということでございまして、これにつきましては、いわゆるプログラミング的思考とプログラミングを入力する活動につきましては、今、実際上は手探りの状態なんですけど、ソフト的にはまだ無料のソフトがあるというふうに聞いておりまして、ここの部分はあっても安くは済むのかなと思っております。

今度、そのプログラミングで動かす対象、これもいわゆる二次元の画像が動くというものもございまして、三次元のキットが動く、果てはもうちょっと大きい物が動くというのがございまして、画像の部分についてもお金は必要じゃないところがあるんですけど、対、物となりますと、やはりどうしてもその部分にお金がかかるかなというふうに思っております、この部分については予算化が必

要になるというふうに理解しております。理解しますというか、予算要求することをお願いすることになると思います。

今は、どういうものが一番子どもたちに教えるというところに興味を引くか、または実際上の体験上、これが有効だというところを今考えている部分でございます。

永平寺町につきましては、I o Tの技術者がたくさんおられます。昨年につきましても、志比小学校の児童への自動走行の説明であるとか、あと燈籠ながし当日、キットを使用した自動走行体験——これがまさしくプログラミング教育のものでございました——にご協力いただいております。

今後、I o T推進ラボを運営しておりますまちづくり会社を通じまして、32年度に向けた、今からの研修のときのアドバイザーであったり、実際に32年度から授業が始まったときに外部講師としてお招きしたいなというふうに思っております。これらを含めまして、32年度の予算につきましては一定の方向性をお示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 私もこれについては、手探りというので全然わからないところもありますし、実績もなかなか難しい面もあって非常に、危惧というんか、不安というんか、そういうものを持っているわけなんですけど、ただ一つ言えるのは、英語も含めて、特にこのプログラミングは、感覚的に受け入れる子どもとか受け入れない子どもとか、ある面では飛び抜けてそういうものをやれる、やってしまう子どもであるとか、いろんな形でのその差異が出てくるというふうに、私、危惧するんですね。

それを教科として小学校の中で取り扱うということになれば、どういうふうにそれを分けていくのか。例えば、教科として学校で取り扱う、先ほど言いました思考とか入力作業とかそれをどこまでにするのか。よく今まで、コンピュータを各小学校に導入して、どこまでさせるかというのが、私も何かようわからんのですが、どこまでやって、どれが正解なのかというのがわからんところがあるのと同じように、これも結構正解がわからないんじゃないかなと思うので、今後ともいろんな形で私自身も心配してるんですけど、そうは言いながら、ある面ではそういうことをやらないかんもんについては、ぜひ先行するというんですか、ある面では投資も惜しまず、学校の先生方の教育も含めて、どちらかという各市町に

先行して、ある面では県とのタイアップをしながら、ぜひ取り組んでいただきたいというのを切に要望して、私の質問にかえさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。何かご所見あれば。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 簡単に英語教育についてですけど、今ご指摘のように、小学校で英語嫌いをつくるということ、これはやっぱり避けなければいけない状況ですので、コミュニケーションがとれる程度の楽しい英会話というふうなことが主です。

評価につきましては記述式、現在のところですね。32年度から文科省が何らかの形での評価基準を出してくると思います。そういう意味で外部講師、やはりきれいな発音ができるようなということで、外部講師を中に入れているというふうなことでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 財政を惜しまず対応できればというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 3時23分 休憩）

（午後 3時34分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、奥野君の質問を許します。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 私は、通告書に従い、障害者雇用促進法に定める法定雇用率、本町は。それから、県警要請の防犯カメラ設置、本町の方針は。それから、人口減少対策は関係人口づくりからというテーマで3点お伺いをしたいと思います。

まず1点目、障害者雇用促進法に定める法定雇用率につきまして、今、全国を騒がせている問題でもありますがけれども、本町の実情をお聞きしたいと思います。

平成18年に国連総会で採択されました障害者の権利に関する条約を受けまして、障がいを理由とする差別の解消、この国連の総会で採択されました条約は、平成19年9月には日本も署名をしまして、この障がいを理由とする差別の解消

の推進に関する法律、これが略称、今言われています障害者差別解消法ですが、平成25年6月、可決成立、公布されまして、平成28年4月から施行をされ2年が経過しました。

障害者差別解消法は、障がい者に必要な配慮、合理的配慮を公的機関に義務づけましたが、要約してまとめて言いますと、自治体、公的機関はどういうことをこの法律によって求められているのか。本町はこの法の求めに対しどう対応、取り組みをされているのか。その取り組みは県内他の市町の取り組みと比べてどうなのか。

例えば、越前市では昨年4月、この法律により自治体の努力義務となる対応要領を作成したことに加えて、障害福祉課の職員から、障がいのある職員さんをお交えて越前市の庁舎内で不便を感じる場所を聞き取りをされたり、市内の障がい者団体と勉強会を共催するなどをして、歩を一步前に進めて対応のガイドラインを作成したということも報じられていましたが、本町の、永平寺町の取り組みをお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 差別解消法の施行に伴いまして、永平寺町におきましても、職員の対応要領というのを定めまして庁内で周知しております。

福祉保健課が相談窓口となっておりますので、情報の収集、それから提供に当たっておりますけれども、紛争の解決ということで、県の障害者差別解消支援協議会というものがありますが、こちらのほうに至ったような事例はございません。現状では、県内においても紛争協議といったものには至っていないということをお聞きしております。

対応要領、それから福祉のまちづくり条例というものがございます。今回の国体、それから元気大会ということもきっかけとなりますので、永平寺町内の公共施設の整備に当たっては、障がい者の方のご意見をお聞きするなり条例を遵守するというのを関係各課には周知しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 福井県におきましても、障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例をことし4月に施行しました。現在、この条例の概要説明と、今後の共生社会実現に向け広く県民の声を聞くタウンミーティングを実施しています。

行政もこうした説明会に参加されたのか、この県の共生社会条例の目指すところと本町の取り組み方針、取り組みの状況等、今後の工程表があればお示ください。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 共生社会条例が4月に施行されました。

これの背景につきまして、ちょっと私、個人的に思うこととして、以前は地域、それから家庭での相互扶助というものによって支え合いの機能が存在していましたが、近年はその基盤というものが弱まっているなということを実感しております。地域や家庭が果たしてきた役割の一部を、公的サービス、社会保障制度、支援というもので充実が図られてきていると、障がい者の方の暮らしを支えているんだということを実感しております。

ただし、高齢化、それから人口減少が進むという背景から、地域、家庭、生活領域における支え合いの基盤も当然に弱くなってきている。こういった実情が、社会経済の担い手の減少、耕作放棄地、空き家、空き店舗などの顕在化ということもあわせて出てきております。

この地域共生社会、こういった考え方は、社会構造の変化、それから人々の暮らしの変化、こういうものを踏まえて、制度、分野ごとの縦割り、それから支え手、受け手というような関係を超えて多様な主体が参画するというもので、人と人、資源が世代を超えてつながるといようなことを目指す、国が言う、我が事として参画して丸ごとつながりを持つといような社会を目指すというものでございます。

具体的に工程というものにおきましては、国が示したものでお示しいたしますが、4つ、改革の骨格が示されております。地域の課題の解決力の強化、それから2番目に、地域丸ごとのつながりの強化、3番目に、地域を基盤とする包括的支援の強化、それから4番目に、専門人材の機能強化、最大活用といようなもの、4つが挙げられております。伴いまして、介護保険法、社会福祉法といような関係法令の改正、それから厚生労働省と国土交通省、農林水産省と、この辺、国のほうでも連携事業が2020年には全面展開となるような工程が示されております。

現在、介護保険法においても障がい者サービスと共生型サービスといようなものができております。高齢者介護、それから障がい者介護、それから子育て支援といようなものが丸ごととなってサービス提供ができるような体制が、近い将来、生ま

れてくるというようなことを実感しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 障がいがあっても自立した生活に向け努力する障がい者に、障がいの特性に応じた働く場を提供し、社会参加の機会を広げるため、障害者雇用促進法では、民間企業、国、地方公共団体、都道府県等教育委員会の事業主区分ごとに法定雇用率を定め、その遵守を求めています。これは本年4月から0.2%引き上げられまして、それぞれ2.2%、2.5%、2.4%の法定雇用率となりました。

民間企業では、法定雇用率を達成するため、それぞれの障がい者の方のその障がいの特性に応じて、こういった仕事が障がいのある方にも担っていただけるのかを吟味し、作業内容を分離、分類し、外出しできる間接業務の切り出しを行い、労働局の出前講座等も利用して、管理職もともに研修しながら職場のしごとサポーターを決め、働く障がい者の職場定着率向上に努めています。

こうした取り組みを支援するため、都道府県労働局、ハローワークでは、職場に赴き、事業主が戸惑いやすい障がい者の障がい特性に応じた仕事の教え方や、本人が能力を発揮しやすい作業の提案を行うジョブコーチ派遣や、職場のしごとサポーター養成講座、出前講座を行っています。

本町では、ハローワークのジョブコーチ派遣や職場のしごとサポーター養成講座を利用したことはあるのか、お伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 本町役場においては、ジョブコーチ派遣や、職場のしごとサポーター養成講座、今ほど説明がありました労働局なりハローワークによるものですが、これまで利用したことはありません。

しかしながら、平成30年度、今年度ですけれども、法定雇用率に基づく障がい者雇用数が本町においては1名不足していること、また障がい者雇用管理、障がい者の職場適応、また支援体制の整備、職場定着を図ることを目的としてこのようなジョブコーチ派遣（支援）ですけれども、受けることを計画しております。

なお、しごとサポーター養成講座、これは出前講座ですけれども、町役場職員の職員研修の中に組み込んでいき、働きやすい職場環境づくりの推進と共生社会の実現に向けた研修を行うことを計画しております。

これらは、ことし3月に策定しました第二次永平寺町総合振興計画の基本計画第2章、健康で心がふれあうやさしいまちづくりの障害者福祉の充実に掲げる、障がい者がほかの人とひとしく、みずからの決定、選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加しやすい環境づくりと就労の促進に向けた取り組みに当たり、障がい者の就労、また社会参加の支援を進めることとなるというふうを考えており、今回の雇用率で1名、今、不足している現状ですけれども、そういったことも含めて取り組んでいくことを考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今問題になっています事柄は、障害者雇用促進法に定める法定雇用率の遵守状況の報告において、国、県、市町、独立行政法人等の機関において法定雇用率の算定に、厚労省が定めた身体、療育、精神福祉の手帳を持たない、あるいは法に定めた認定医の障がい認定のない基準外の人員を各行政機関の独自解釈で、法が施行されて以来42年間も、報告送致に加え、結果的に水増し報告をしていたことが大問題になっています。これは、ことしになって、毎年6月に労働局が事業主に報告を求めています障がい者の雇用数、この報告におきまして、ある省庁の担当者から、障がい者雇用算定する基準について問い合わせがありまして、制度が始まってもう42年も経過しているのに、問い合わせが違ふ、何を言っているのかということで問題が浮上し、調査を始めたということのようでございます。

調査を始めましたら次々と出てきまして、国の33ある行政機関のうち、きのうまでの、けさの新聞までですと33のうち25の行政機関でございますので、約76%ということでしたが、きょう午前中に、28日には調査を発表するということを約束していたその発表によりますと約8割、80%近くの行政機関が水増し報告をしていた。その水増しによる障がい者の雇用数は合計で3,460人にも上がっていたということでした。

ことし4月からは基準値が変わりまして、未達成の事業主には行政指導や常用労働者100人超の事業主は、未達成1人につき5万円のペナルティとして雇用納付金が徴収されます。こうしたペナルティは、国、行政、各公的な機関につきましては、法の趣旨が障がい者雇用を先頭に立って牽引するモデルというふうに位置づけをされました国、地方公共団体にはこのペナルティはありません。障がい者雇用拡大に真面目に取り組んできた民間事業主にとりましては、民間からは

ペナルティを取るなど厳しく指導し、その指導をしている本体の役所は何たることかということで、怒り心頭に発するというような状態のようです。また、全国の障がい者団体も、障害者差別解消法、その解消法の施策のもとで、何だ、障がい者を差別していたのかというふうに、驚き、嘆いているようでございます。

本町の雇用数は、毎年、労働局の調査に基づく公表数値では、平成25年は法定雇用人員は4人、26年は4人、27年は4人、28年は7人、29年は6人となっています。29年につきましては、算定基礎職員数303.5人に対し雇用数6人と前年比マイナス1名でございましたが、29年の基準2.3%におきましては6.98ということで7未満のために不足にはなりませんでした。実質、内容的には不足かもしれませんが、この1以上になっていないために基準内ということでございましたが、ただし、4月以降、法定雇用率が2.5%に引き上げられ、また今後3年以内に2.6%に引き上げられることになっています。

この状況下では、現在の算定基礎職員数でございまして1名ないし2名の雇用が必要になるかと思いますが、ことしの対応方針をお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 今ほど奥野議員より説明があったとおり、毎年6月1日に公告を行っております障害者である職員の任免に関する状況の通報、これにつきましては、今仰せのとおり、平成29年度は6名。これは先ほど説明があったとおり、法定雇用率2.3%を何とかクリアしているという状況でありました。ところが、今年度、平成30年につきましては、実質、障がい者雇用の数は6名であります。1名の不足というようになっております。

これを受けまして、これだけではありませんが、先ほども説明しましたとおり、労働局、またハローワークのご指導というか支援を受ける形で改善策、また本町としての取り組み、それについて対応していきたいと思っております。

また、職員採用募集の際には、町の広報紙、またハローワーク等にも求人募集を出していますが、障害者手帳をお持ちの方もぜひご応募くださいというような形で毎回表示なり表記をさせていただいております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 何と申しますかね、昨年は一応基準自体は未達ではございませんのでやむを得ないかなとも思いますが、ことし、それからまた0.1%引き上げになります3年以内におきましては、一、二名の増員が必要になってくるの

でないかと思えます。

そこでお伺いしますが、これまで、障がい者の法定雇用数にカウントできる障がいの方という判定は、本町の場合はどのようになされていたのか。その判定する方の定められた障害者手帳の所持を確認されていたのか、あるいは県で定められた指定医の障がい認定による確認の数値を報告されていたのか、どういうふうにされていたのかお伺いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 本町におきましては、この障がい者、今現在6名を雇用させていただいております。この方につきましては、本人からの報告というか申し出によりまして身体障害者手帳の確認をさせていただいております。それをもって、この6名、1級、2級の重度の場合は1人で2名という換算になりますが、そういった形で、実質は5名ですけれども障がい者雇用6名という形で確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） そういうふうに、きちんと定められた要件に基づいて手帳を確認していただいていたのであれば、永平寺町は非常にきちりやっていたということだと思えますが、福井県におきましても、鯖江市あるいは県警、県警察本部でも上乘せといえますか、確認をせずに、本人の申し出あるいは指定医でないお医者さんの診断あるいは病気で休むというようなことをもって、この法律に基づく法定雇用数にカウントしていた、要するに上乘せ報告をしていたということが、全国47都道府県の中でも、これも7割近く、今わかっているだけでも、これは47都道府県のうち29の県で水増し報告をしていたというふうに報道がされています。

今後とも、法の趣旨に基づいた正確な報告と、それからその障害者雇用促進法に定める、何のためにそういう法律を定めてきたのかということ踏まえて、ぜひ対応をお願いしたいというふうに思います。それが、今課長さんもおっしゃられましたように、第二次総合振興計画における基本目標、基本施策、ノーマライゼーションの推進、自立支援、障がい者の社会参加の推進、雇用・就労支援ということを、本町の10年間の長期計画でうたわれているこの推進取り組みに結びつくものというふうに思いますので、どうかきちりした対応で、県下の他の市町村にもその模範を示していただきたいと思えます。

次に、2番目の質問に移ります。

福井県警察本部は、全国で犯罪抑止及び犯罪検挙に効果が上がっているとして、各市町に防犯カメラの要請をしていくと発表しました。この要請を受けて、坂井市は、町内会などの防犯カメラ設置に対し費用補助制度を検討したいという発表もされました。

全国的にも、小学校の近辺、あるいは、実際、その児童に対する危険な事件が毎年のように起こっています。御陵地区におきましても、若い学生さんの後を、何かついて歩く人がいるということで、防犯カメラがあったらというような学生さんもいらっしゃいますが、全国的には、何か小学校の子どもがどこかにさらわれたり押し込まれたりというようなこともあると思います。

本町にも、この福井警察署ですか、こちらの担当は。要請はありましたか。またその要請に対する本町の対応方針をお伺いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 本町におきまして、福井県警察本部より防犯カメラの設置要望ということで7月2日に要望がありました。具体的な内容としましては、1つに、松岡小学校、御陵小学校区の通学路、2つ目に、福井県立大学及び福井大学医学部附属病院付近における防犯カメラの設置、3番目に、自治会等が設置する防犯カメラに対する支援制度の新設であります。

この要望に対しまして本町としましては、町内でも不審者情報等が発生する中、この防犯カメラ設置は犯罪抑止力になるなど、いろいろな面で有効であると考えられます。しかしながら、プライバシーの問題など懸念される課題もあるため、住民の皆様のご理解を得ることや設置場所の選定など、各関係団体と協議しながら前向きに検討していきたいと考えております。また、自治会等が設置する防犯カメラに対する支援制度、これにつきましても前向きに検討を進めていくことを考えております。

また、参考としまして、町内の公共施設においては、町内の小中学校、また町内の幼稚園、幼児園、また役場本庁、永平寺、上志比それぞれの支所、また消防本部、また松岡公民館、サンサンホール、四季の森文化館、緑の村ふれあいセンター、ニンキー体育館、またえい坊館、道の駅「禅の里」、永平寺温泉「禅の里」等に防犯カメラを設置しています。以上、報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 仰せのように、プライバシーの面にも配慮が必要だと思います。

ただ、全国的にそのプライバシー面での侵害というふうな考え方につきまして、現在では社会的にその防犯カメラの効果といいますか効用が認められて、一応犯罪抑止力として認知されてきているというふうに思います。また、警察に相談をしますと、そのカメラの向け方とかいろいろ、向け方を考えた上で、防犯面ではこういうふうに向けてくださいという形の指導もいただけるようでございます。要は、犯罪が、子どもがさらわれたりどこかへ連れていかれたり残念な結果に終わらないようにそれを抑止する、あるいは犯罪がたまたま起こっても、すぐその捜索といいますか、警察が捜査に入る有力な手がかりを得るという意味では非常に有力なツールだと思いますので、そこら辺も踏まえて前向きにご検討いただけたらなというふうに思います。

それから、今現在設置してます公共施設といいますか、町の施設に設置してあります防犯カメラの点検、きちんと所期の目的どおり動いているか、あるいはそれが記録されているか等々についてはどういうふうな管理をなさっているのかお伺いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（山田孝明君） 先ほど申しあげました町内の公共施設に設置してある防犯カメラですが、一応業者とのリース契約で契約をしております。当然その契約の中には点検、整備等も含まれておりますので、ご報告させていただきます。

なお、これは一番初期に設置した防犯カメラなんかですと、単なる玄関、出入り口等の監視カメラ的な要素であって、映像記録保存、そういった機能がついていないものもあります。それにつきましては計画的に関係各課と協議して、その機器の更新というか内容変更、それ等も対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） リースでリース会社がメンテナンスをしているということのようですけれども、そのメンテナンスした内容報告はぜひ、課長でなくてもいいですけれども、担当の課の町の職員が確認をしておいたほうがいいと思います。

というのは、実際犯罪が起きて、あるいはその有力な手がかりが欲しくて、警察が絶好の場所にカメラがあるということでその中を確認したときに、往々にし

てそれが、ハードの要因か、あるいは向きがそのうちに何か変わっていたのか、手がかりを得られないという場合がございますので、外部に任せきりじゃなくして、その報告をきちんと。多分、試しというんか、最新の数枚はつけてくると思っていますので、それもやはり町の職員の方が、メンテナンスをリース会社がやるということで信頼するというのと、そのカメラがきちんと効用を果たしているかどうかはまた別の問題ですから、それは確認をさせていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

3番目でございますが、先輩議員の質問にもありましたけれども、人口減少というのは、これは別に永平寺町だけに限らず、全国の自治体、それから日本全国でとどまるところを知らないといえますか。たまたま日本全国の人口減少につきましても、これことしの1月1日現在の総務省の報告がありましたが、これは社会的増減等々も含めてカウントしている数値でございます。平成30年1月1日現在で日本の人口は1億2,520万9,000人と、対前年比増減37万4,000人で過去最大の減少率ということだそうです。減少は9年連続減少ですけれども、平成30年1月1日と前年と比べた場合の減少率は過去最大であったと。それから、自然減に限りますと11年連続で減少していると。これは全国で減ってるんだから永平寺町も減ってもいいというわけではございませんが、やはり本町が単独で減ってるわけではない、同じような環境の中にあるということというふうに捉えます。

また、福井県におきましても、77万7,000人と対前年比4,900人減、減少率0.63%。これに外国人を加えますと1万3,000人ふえるんですが、79万人ということでございますけれども。永平寺町におきましても、本町におきましても8月1日現在の住基台帳の人口は1万8,657人でございますが、うち外国の方は252人。全国的には総人口の2%が外国の方ということでございますけれども、本町におきましては2%弱、2%まではいっていないのかなと思いますけれども。これからこういう意味でも、人口減少あるいは地域のにぎわいあるいは生産年齢人口、事業の後継者探しという意味で、どうしても外国人の方々の存在というのはだんだん必要になってくるのかなというふうな状況だと思います。

この人口減少を考える場合にいろんな要素（ファクター）から考えるべきだと思いますが、永平寺町の要素につきましては、行政の広報で一番後ろのページに

前月比、対前年比、それも自然増減、社会増減踏まえて数年前からは揭示されていますので、両方の意味でマイナスになっていると。単月で比べますと、この社会増減はプラスになる月もあります。本町は学生さんがいるので、学生さんが入ってくる時期は、単月でいくと社会増減がプラスになる月も何カ月かありますが、やはり年間を通していきますと社会増減もマイナスでございます。

それから、もう一つ大きな要素は合計特殊出生率でございますけれども、これ2017年の人口動態統計、厚労省が発表した統計によりますと、全国の合計特殊出生率は1.43、福井県は1.62、石川県は1.54、富山県は1.55ということでございまして、福井県は出生率の数字自体はほかの県よりかいいんですけれども、その傾向といいますか、例えば富山県は、2年連続増加で2017年は前年比0.05%プラスと。0.05%プラスになる前は1.50%ということになりますけれども。石川県は0.1%プラスで1.54。福井県の場合は、1.62もほかと比べればいいほうなんですけれども、ただし0.03%の減ということでございますので、ほかと比べて優位な状況にある数値も今後だんだんその優位性が失われていくことも考えられます。

これは地方創生の計画をつくる場合の人口ビジョンをつくる时候にも検証といいますか、数字をのせていただきましたが、人口を現状のまま維持するために必要な合計出生率は2.1、正確に言うと2.07必要だそうです。我が町の人口ビジョンでは目標を1.80というふうに置いていたと思うんですが。

そこで、ちょっとわかっているればお教えいただきたいと思います。今、例えば2017年の永平寺町の合計特殊出生率は何%でしょうか。お伺いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） その人口ビジョン策定のときの27年の10月の時点で、永平寺町の合計特殊出生率は1.4でございます。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 近月、最近時の、例えば2017年はその1.40がどういふふうに変りましたか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 厚労省の発表によります平成27年、2017年の福井県の合計特殊出生率の最近出ているのが1.63になっています。先ほどご紹介ありましたときの1.62が1.63ということで、永平寺町においても1.4からそんなに変わっていないという数字だと思います。

ただ、これは人口ビジョンをつくったときにも報告させていただいてますけれども、永平寺町の場合は20代の学生の方が多いということで、就学率、大学生が20代の場合、半分以上就学されているといったようなことで、合計特殊出生率が低い状態にあると。この20代の学生の方を除くともっと高い数字になってくるということでございます。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 人口ビジョン、それからこれをベースにしてまち・ひと・しごと、地方創生のプランをつくっていかれたと思いますけれども、そのときに確かに、永平寺町の人口構成の中で若い学生さんといいますか女性が多い、その未婚の女性が多いということで特殊性があるという分析はなされていました。

今、大事なことは、ただ現象的にこの10年間、平成18年に合併して新永平寺町ができてから、平成19年、20年は対前年比二桁の人口減少、これはきのうも先輩議員がおっしゃっていましたが、それが平成21年から27年までは百数十人台の人口減少、それから28年、29年、30年の4月、4月でいきますと、これが200人台の人口減少になってきていると。これは別に一つ、永平寺町だけに限らず全国的にも人口減のその率が増加していて、何と申しますか、日本全国のうちで人口がふえている県は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、沖縄の6つしかない、あとの41県は人口が減少しているという状況だそうですね。そういう中で、町のにぎわいあるいは町の財政、それから町の事業、ビジネス等々のこれからの将来性を考えた場合に、移住促進とかいろんな補助金や助成金によりまして施策を打ち出していますが、これはどこの市町もやっていることで、それをやるなど言うんではないんですが、そこへ期待をしてもなかなか難しいと。

もう一つの考え方として、人口減に悩んでいる全国ほとんど全ての市町が同じような施策を打ち出していく状況下では、よほどの大盤振る舞いといいますか優遇策を打ち出すか、その市町がほかの市町と比べて住みたくなる魅力が大きくなければ、なかなかその効果は出てこないというふうに思います。出生率が回復せず男女ともに生涯未婚率が高まる現状では、その市町の人口増加は、いろんな施策を打ち出して我が町へ我が市へ移住、定住してくださいというふうに打ち出す政策は、それはとりもなおさず、周りのどこかの市町の人口をこちらへいただいているということでございますので、日本全国のパイといいますか、合計のサムが大きくなならない、減少している、マイナスになっていく中でいろんな政策を打

ち出して取り合いをするということは、ゼロサムどころか、合計がマイナスの中で取り合いをしてるんですから、ある行政がよければ泣く行政もあるというふうな状況ではないかと思います。

そういうような状況の中で、一つ、防災、防犯、いろんな意味でその地域の活力を担うといえますか、維持していくため、行政のほうもお気づきでいろんな施策を打っておられると思いますが、I o T、自動運転、いろんなことで手だてを立てられていると思いますが、よく言われますね、「移住するにはちょっと重たい」と。でも、1回行ったらもう見たでいいんやという観光客以上の、地域にかかわっていききたいと、そういうファンといえますか、そういう関係を持った人たちをつくれれば、繰り返し、1回行ったからあこはいいじゃなくして、2回、3回、1年に何回も来てくれると、そういうふうな関係人口を形成できれば、一たび災害があったとき、あるいは福井市みたいに豪雪で50億円の赤字が出たというようなときにも非常に心強い、何といえますか、我が永平寺町を愛してくれる人の輪といえますか、その人口が持てるのではないかというふうに思います。

その中で、先日、25日の大燈籠ながしでもふるさと大使という方々がたくさんお見えになっていました。また、きのうの御像さん祭りのスタートのセレモニーでも、この方はI o T分野の技術支援を担うエボリューション大使というふうに新聞では報道されていましたが、ふるさと大使にしろエボリューション大使にしろI o T推進アドバイザーにしろ、そういうふうなことを核としまして、場合によっては地域おこし協力隊のOBの方々も関係人口の方々だというふうに思いますが、この関係人口のプロモーションにつきましてどういうふうに受けとめられていらっしゃるのか、またその関係人口を増加するために政策的な取り組みを考えていらっしゃるのか、また今後どういうふうな取り組みを検討といえますか考えていらっしゃるのか、もしありましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） 関係人口のプロモーションということでございますけれども、まず国内においてといえますか自動走行の実証実験関連で申し上げますと、海外でも活動されていらっしゃる方ですけれども、モータージャーナリスト、午前中もちょっとお話出ましたけれども、モータージャーナリストの方が自動走行の実証実験を通じて交流を深めさせていただいているというようなことで、自動走行の出発式ですとかI o Tの推進ラボ、ことしも6月に開催させてい

いただきましたけれども、そういった案内をさせていただいて、その都度、ご都合がつく場合には永平寺町に訪れてきていただいで取材をしていただいでおります。そういったご縁で、そのモータージャーナリストの方が1年間永平寺町に移住したいということでお話をいただいでおりまして、もっと身近なところで、自分のその肌で感じる感覚で、距離感で、自動走行の社会受容性ですとかまちづくりについて取材をしたいというようなお話をいただいでおりまして、住居とかお住まいのお手伝いをさせていただいているというふうなことでございます。

また、IoT推進ラボのキックオフをご縁に交流させていただいております東大の先端研の西岡先生、先ほどお話ありましたIoT推進ラボのアドバイザーとして7月に委嘱させていただいておりますけれども、その西岡先生も独自の活動の中で東京のほうで永平寺町を支援したいということで、東京のほうでお仲間をつくっていただいで、永平寺町の応援団という形で永平寺町のまちづくりにかかわっていききたいというようなことで応援をさせていただいているというような状況でございます。

また、早稲田の有賀研究室の学生におきましては、まちづくりに関しまして、永平寺町との共同研究という取り組みの中で、まさに地域の人たちと触れ合いながら、まちづくりについて膝を突き合わせて話をさせていただいている中で、まさに永平寺町を好きになっていただいで、永平寺町の文化的景観ですとか山岳信仰といったことで、そういったことをテーマに修士論文を書いていただいたりとか、その先輩を見て、またその後輩の研究室の学生がことし、永平寺町の歴史的な家屋を調査して修士論文を書くというようなことで永平寺町に来ていただいでいます。そのときに民泊をして地域の方々と触れ合っているというようなこともございます。

そういったことのほかに、先ほどお話ありましたエボリューション大使ということで、シリコンバレー出身のカンザダ・あみるさんにつきましては、シリコンバレーも含めて北京なんかでも、自分の同僚ですとか世界的なトップクラスの経営者の方あるいはそういった開発者の方に対して永平寺町の禅文化といったものを広く広めて、さらに永平寺町をよりよい方向に進化させるといったようなことで取り組んでいただいでいるというふうなことがございます。

そういったことで、いろいろ永平寺町のファンをふやしていただいでいるというような取り組みを行っております。

また、ことしの3月ですか、町長がアメリカのオースティンに行きまして、サ

ウスウエストということで永平寺町のPRをしてきているといったようなこととか、海外においてもいろんなプロモーションを行っているという状況でございます。

あと、関係人口の今後の増加への取り組み現状といった中で、先ほどふるさと大使のお話も出ましたけれども、永平寺大燈籠ながしにご招待させていただく中でふるさと納税等のご寄附をいただいたりそういった応援もしていただいておりますし、今年度は、永平寺大燈籠ながしの中で、永平寺町の魅力を、フレーズを集めまして永平寺町の歌というものをつくってご披露させていただいております。

永平寺大燈籠ながしの模様を映像に撮りまして、それを全部まとめましたプロモーションビデオが完成しております。そういったものをユーチューブですとかそういったところにアップしまして、それを見た全世界の方といいますか、国内国外問わず、そういった方々が永平寺町の魅力を感じ取っていただいて永平寺町に訪れるきっかけづくりになればなということで、今後、さらに永平寺町へ訪れるきっかけになればというふうに考えております。

また、8月19日にえい坊館でふくい移住者交流会というものを行っております。これは県外から福井県に移住された方、20代から40代の方の家族も含めて交流会をさせていただいております。これは県の事業なんですけれども、移住、定住のうちの担当者が、ぜひえい坊館で、永平寺町でやりたいということで、これは永平寺町に移住された方以外の方が集って移住後のいろいろ意見交換をしていただいているということで、NPO法人のかさじぞう様にもご協力いただいて、永平寺町の食材を使ったピザをつくったりとかそういった交流会を行っている中で永平寺町をさらに知っていただいて、永平寺町にできればまた移住していただくというような活動も行っているところでございます。

今後さらに、取り組みということでございますけれども、関係人口をふやすといった中に、一つの取り組みとしまして、今進めておりますテレワークの推進といったようなことも、一つ今後の取り組みの中に含めていきたいというふうに思っております。地方でも、都市部と同じように働ける環境を実現して、都市部から地方への人や仕事の流れをつくるというようなことで、ふるさとテレワーク事業といったものもございます。そういった中で、新たな企業とか人が永平寺町を訪れるといったようなことから、さらにその交流人口いわゆる関係人口をふやしていくといったことを狙いに取り組んでいきたいというふうに思っております。

先ほどのあみるさんにつきましては、今後、活動拠点を永平寺町に移しまして、まちづくり会社とともに禅プログラミングの開催といったものを計画しておりますし、モータージャーナリストの方につきましては、国内だけでなく世界をフィールドとして活躍していらっしゃいますので、自動車メーカーですとか関係、関連の企業さん等々のおつき合いもあるというふうにお聞きしておりますので、そういった中で新たな展開が生まれてくればいいなというふうに考えております。

今後は、永平寺町に一度でも訪れていただいて、地域の資源とか歴史文化に好感を持っていただいたり、先ほどからお話あります道の駅も100万人突破したとかということもございますので、道の駅でいろんな地元の産品を買っていただいてファンになっていただくとか、そういったことを継続しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでいろいろな取り組みをしてきている中で、いろんな方がこの永平寺町に注目をしてくれるようになりました。

実はきょうもあみるさん、日本で別の仕事で来ているんですが、東京の大手のそういうコンピュータ関係の方が、あみるが紹介したいということで今来てくれまして、またそこでうちのIoT推進ラボの取り組みとかも紹介していきたいなと思っておりますし、あさつてには財務局キャラバンという、財務省の中央から来まして、この永平寺町で国の財政の取り組みというのを住民の方に説明していただいたり、きょうもまたお話いただいたんですが、B&Gのほうで、国体が終わった後ですが、通信の会社が200人規模のそういう実演をしたいという、そういった提案もいただいています。それは余り住民はかかわらないかもしれませんが、200人規模の方がここ永平寺町に訪れる、そういった方、またオースティンで講演させていただいて、先日はジャーナリストの方と香港の方が来られまして、そのオースティンの講演を通じて、香港の自動運転がこの永平寺町でできるかどうか、そういった環境も調べに来てくれました。もちろん提携を結んでおります森ビルさん、また自動運転でかかわっている企業の皆さんもいろいろな形でこの永平寺町をPRしてくれております。

交流人口、関係人口をふやしていくには、やはり口コミといいますか、その人の信用、そこからまた次の人が来る、そういった環境が少しずつですが、でき上がってきているかなと思います。

ただ、その関係人口が増え

ましても、町にとってどういう利益を生むか、有益になるかということをしっかり考えていかなければいけません。それがI o T推進ラボだという位置づけにしております。いろんな方がそのラボを通じて、まちづくり会社が運営しているんですが、そこに来ていただいて、また町商工業者、また町の若い人、小さいことは言わずに福井県内の事業者の皆さんが永平寺町のI o T推進ラボで結びついていただく、また新たな発想をしていただく。そこにももちろん農業も入っていただければいいなと思っております。

そういったいろいろな人が集まってつなげていく、つながっていくことによって一つの大きな町の発展の起爆剤につながるように、今は何とか結果を出していかなければいけませんので頑張っているところですので、ぜひ議員の皆さんもI o T推進ラボに参画していただいて、いろんな形でいろんな人と交流を持っていただいて、また町民とその人たちをつなげていただく役割もしていただければいいなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） これは通告にはございませんが、関係人口の一つのかかわりになるかなと思いますのは、県立大学が定員をふやしました。新しい学科とか恐竜研究の大学院ですか、つくって、福井新聞にも出てましたけど、社会人になった人がその大学院へ入ってこられて、毎日が楽しくてしょうがないと書かれてましたよね。そういういろんな経歴を持っていらっしゃる方ですが、どこかの先生をやめてそこへ、また大学で、子どもみたいな人やなと思いましたが、恐竜の研究をしたくて来た。この大学に入れて毎日が楽しい、楽しいというふうな、そう書いてございましたけれども、何かそういうふうなことを県立大学も、小浜の水産関係ですとかあわらのほうですかね、あそこでの学科といいますか受け入れ人員をふやすような取り組みをなされていますが、これは非常にこの福井県、それから地元の自治体にとっても大事なことですね。

ちなみに、去年、2017年、県内の高校を卒業して大学へ進学された学生さんは4,092人いらっしゃって、県内6つの大学に入られた、選ばれた学生さんは1,283人と33%、残りの7割の方は県外へ行かれたと。そうしますと、7割の人が出て行って、戻ってこられる人はまたその何割かだと思いますが、先ほどの話じゃないですけども、せっかく合計特殊出生率が上がっても全部社会的増減でその自治体への人口増加に寄与するだけでは、もっと何か対応を考えな

ければいけないのではないかなと思いますけれども。

幸いにも去年でしたか、吉野塚で県立大学さんが、地元の方が寄附をいただいた建物を使って地元との交流もできる一つの拠点をつくっていただいたと思いますけれども、何か県大は割とほかの大学と比べて動きやすいというんですか、これは富山県立大学も石川県の県立大学も同じです。みんな地元へどう学生を呼ぶかということでいろんな新しい学科、研究科をつくっています。これをぜひ地元の永平寺町も何か取り入れられるといいのかなというふうに思いました。

今、県内の6つの大学、これは新聞の記事ですけれども、受け入れるキャパは2,275人あるらしいです。県内の2017年に卒業した学生は1,283人ですから、1,000人ほどは県外からまた入っていただいたんだと思いますが、そういうことで、いろんな関係というか将来有望なその取り組みの種が、もしかすると町内にもまだあるのかもわかりませんので、そこら辺含めて、ぜひにぎわいをなくさない我が永平寺町であってほしいと思いますので、また関係人口のプロモーションにつきましてもぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 人口増減の話、いろいろ今奥野議員おっしゃられたとおり、やりたいことがないから都会に行く。もう一つ、何で都会に集中するか。ここをよく考えたときに、リスクはありますけど、都会に行くのは選べるから行くんだと思います。仕事を選べる、楽しみを選べる、選べることがいっぱいあるから行く。ただ、この地方も東京のまねして、東京と一緒にすることはできませんが、ここに来て選べる。例えばインターネットも、ケーブルテレビとフレッツと選べるようになりました。そういうふうを選べる。もちろんそこにはリスクが多少は存在しますが、選べるところを人は選んで来るのかなというふうに思っております。

今の県立大学で楽しそうにやっている、そういったのもIoT推進ラボ、先ほどの公民館、いろいろな活動も楽しみながら人が集まる。何かこういうふうに、無理やり若い人たちに「これをしてもらわなアカんで」「次の世代はあなただ」という、そういうプレッシャーではなしに、いつも行ってたら何かみんなと仲よくなって、次はこうやってやったらいいとかいうそういった提案がいただける。そこには町内の人だけじゃなしにいろんな方が集まってくる。そういった環境をしっかりとつくっていかなければいけないなと思っておりますので、頑張ります。

○7番（奥野正司君） これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時35分 休憩）

（午後 4時38分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、4番、金元君の質問を許します。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 日本共産党の金元です。

私は今回、町民からいろいろ聞いてきた、また町内で話題になっている問題として3つの問題を質問をするつもりでいます。

1つは、町内のスーパーの撤退の話題から、長く住み続けられるまちづくり構想を問うというのが1つ目です。

2つ目は、学校との統廃合問題と地域振興、町の責任、立場を明確にということも含めて問いたいと思います。

3つ目、高校卒業まで医療費助成の拡大、拡充をということで質問したいと思っています。

そのまず、きょうは3つ目から簡単に、一つだけ終わっておきたいと思います。

ただ、ちょっと、いろんな質問のやり方の中で最近感じるがあります。一つだけ言っときますね。やっぱり平成31年度以降は、その32年度以降の言葉遣いについては、もうここまで来たらきちっと考えを改めなきゃいけないんでないか、ここは感じています。だから西暦できちつと言うとか、そこをぜひ考えてほしいと思います。

1つ目の質問です。高校卒業まで医療費助成の拡大、拡充をということです。

本町はこれまでも、中学校卒業まで医療費の助成いわゆる無料化を行ってきました。私はこれまで何度も何度も、窓口無料を本町独自でもすべきではないかということを書いてきたわけですが、この4月から一歩前進しました。それまでは進むことはなかったんですね。今回やっとの実施で、全国で37番目以降だと聞いていますけれども、実施検討はなったわけですが、この4月から、病院の窓口での一旦負担するというやり方が窓口で負担のなくなる現物支給となったことで、保護者からは本当に喜ばれています。「診療の後、窓口で精算待ちしなだけで本当に助かる」という声が聞かれています。

ただ、ここに来て、県内でも高校卒業までの医療費無料化を始めている自治体も見られてきました。本町でも高校卒業まで無料化を拡充してはどうかということを質問したいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 議員ご指摘の、県内でも高校生無料化を実施している自治体が見られるということで、まず県内の状況をお示ししたいと思います。

現在、18歳まで、いわゆる高校卒業生までの無料化をしている町は2町ございます。高浜町、南越前町。あと残りの15市町は中学校卒業までというふうな現状でございます。

それと、無料化となっておりますが、小学生以上——小学生から中学校3年生までですね。高校生も入ってますが——につきましては一部負担金という制度がございまして、その一部負担金を取っている、月1件当たり500円ですけれども、これが6市2町、全くの一部負担金なし（無料化）が3市6町。永平寺町は一部負担金なしで完全無料となっている状況でございます。

以上でございます。

○4番（金元直栄君） やる気あるの？

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） 済みません。医療費無料化につきましては、小学校3年生までの部分については県の2分の1の助成を受けていると。逆に言うと、小学校4年生以上中学生3年生までについては町の単独事業として実施をしているというふうになっております。今議員仰せのとおり、高校生の助成ということになりますと、これは一般財源での措置というふうになるため、これは町の負担、もう全部かかってきますから、町の負担を考慮した上で十分考えなきゃいけないということになります。

ただ、子育て支援の充実という観点、経済的負担ということ観点からすれば、高校生への支援についてもやっぱり考えていかなきゃならないなというふうに思ってますが、議員ご指摘の医療費の無料化もあるでしょうし、そのほかさまざまな観点からその支援ができないかということは今後の課題というふうに捉えていきまして、施策を十分検討しながら選択をして、来年度に向けて検討していきたいというふうに今考えております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この医療費につきましては、近隣市町の動向、今、福井県内

で2カ所やっているそうですが、ちょっと見ていきたいと思います。

ただ、高校生の子育て支援、これはちょっといろいろ見て研究させていただきたいんですが、来年に向けて進めていますのが、えちぜん鉄道の通学の助成を今考えております。今は一律10%の通学の補助をしていますが、やはりどこのエリアに住んでいても、通学の距離割ですね。例えば上志比の子が福井に行くときはやっぱりどうしても定期代が高くなる。ただ、勝山校下に行くときちょっと安いかいろいろありますけど、そういった自宅から学校までの距離に応じたその割合を、子育て支援、またえちぜん鉄道の促進、あと、子どもたちが経済環境に問題なく学業が受けられる、そういった観点から支援を。ただ、これも予算が絡む話ですので、どういった制度で行こうか、どういったので行こうかというのを今検討に入って、来年前に提案できればいいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 本町の一部負担がない取り組みを始めたのは、県内でも早かったんですね。これは本当にいい制度やと思っています。これは評価したいと思うんですね。たしか一番早かったんでないかなと思いますね。

それとね、私がこの問題で医療費助成の拡充をと言ったのは、今町長が、その次に質問したいことを先取りして言ったことがあったのかなと思うんですが、本町の高校生というのは、町内に高校がないために福井市や勝山、坂井市までの通学費が必要となります。これは大人の責任で、高校をつくらなかったというのがあるんですね。当時、この松岡につくるか金津につくるかということで、早々にこっちのほうは諦めて金津にという話になったように思っていると思います。

ただ、これによって、いわゆる保護者、この保護者の負担はばかにならない。当然生徒にとっても大きな負担となっています。そんなことを考えると、医療費助成、高校卒業まで拡充してもいいんじゃないかということを質問したかったんですが、どうも町長はそこを見越して先に答弁したのかなと。ただ、15歳からだと、あと1,000万ぐらいでできる。確かに町の単独費用になるということはあるんですが、このとおりにできないか。

もう一つ。これ情報ですが、ブリヂストンというタイヤのメーカーが、いわゆる自転車のタイヤの摩耗、減らないタイヤを開発するためにということで何か報道されていました。大体、子どもが30分ぐらい自転車に乗って通学すると、1年間に3,000キロぐらいいろいろ走ることになるという話です。そうすると、タイヤの減りが早いんで、やっぱり1回つけると3年間ぐらいは減らないような

タイヤを開発したいというのがどうもブリヂストン、それだけ親の負担にもなっているとということなんです。だから、正規のきちっとしたいいタイヤをつければそれくらい持つというのを開発したい。

そこには、今言ったように、通学費、自転車で通学していても高校の場合はほかにならないと。そこにやっぱりいろいろ心を寄せて町長はそんなことも考えたいというんで、それはそれで非常にいいことで評価はしたいと思うんですが、それを一日でも早くすることが少しでも格差が続かないようになることにもなるんで、ぜひやっぱり考えてほしいと思っています。

そんなことを考えて、どうですかね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういったことを考えて、医療費の助成、また通学費の助成、どっちもできればいいんですが、なかなかいろいろな面で。ほんでどちらがやはり公平なのか。上志比地区に住んでも松岡地区に住んでもなるべく同じ状況で通学できるという、そういった支援のほうが今は大事ななと思ひまして、来年はそっちのほうをちょっと進めさせていただきたいなと思ひます。

それと、今金元議員おっしゃられた、自転車で頑張って行く学生さんもいます。そういった方のタイヤとかというの。実は自転車と車、車は1キロ走ると社会的損失が結構あります。環境とかいろいろ。ただ、自転車については経済的にもプラスに発展するというので、今、イギリスのほうでは、どちらかというところいうノー炭素とかそういったのでいろいろヨーロッパのほうでは進めていて、逆に自転車がふえて困っているというニュースも見ました。いろいろこの時代が変わっていく中で、やはり公平に勉強できる環境の少しでも、行政は子育ての意味も込めて支えられればいいなというふうに思っております。

これも少子・高齢化を迎える中で社会保障が増大していく、これから高齢者の支援もしていかなければいけません、その高齢者の皆さんを支える若い世代を、子育て世代をしっかりとサポートしていくことが、この循環、またバランスにもつながっていくと思ひますので、しっかりとこれから子育て支援もやっていきたいと思ひます。また、上志比地区でそういったある程度の交通費が助成できるとなれば、子育て世代も上志比地区に住んでみようかなとかそういったことにもつながるかなと思ひますので、いろいろな効果を狙ってやっていきたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 本当にその辺は大事なんで。自転車通学の子どもたちのいろ

んな話聞いてると、やっぱり定期の負担というのはかなり大きいと。それは子どもなりにやっぱり親の負担のことも考えて自転車に通っている子らもいると。そのほうが自由がきいて楽やと言う子もいるんですよ。でも、そういう意味では結構な子どもたちへの負担にもなると。

ただ、本町の場合、通学費の支援で言うと、せめて小中学生がコミュニティバスに乗るときに1回50円、これはやめたほうがいい。それは60歳以上は無料パスがあたりますけれども、その辺は少しまだ車に乗れる状況があるので、そこら辺をぜひあわせて考えていただくとありがたいかなと思ってるんですが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 一つ一つやっていかせてください。よろしくお願いします。一つ一つ確実にやっていこうと思いますので。

○4番（金元直栄君） この辺でこれは。これでこの質問は終わりたいと思います。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 4時49分 休憩）

（午後 4時51分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

ただいま一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、あす29日は定刻より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い致します。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時52分 延会）